

平成16年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成16年12月14日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第62号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第4 議案第63号 西濃環境整備組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第5 議案第64号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第6 議案第65号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第7 議案第66号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第8 議案第67号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第68号 瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 平成15年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第71号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第72号 平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第73号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第74号 平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第75号 平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第76号 平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第77号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第78号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第79号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第80号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第81号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第82号 平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第83号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第84号 平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第85号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

日程第27 発議第8号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配布のとおり、藤橋礼治議員から発議第 8 号平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についての提出があり、受理しましたので報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 2 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

1 9 番（西岡一成君）

私は、今回は 3 点について市長の見解をただしたいと思います。

穂積駅の問題、下水道事業について、松野市長の固定資産税の減免問題についてであり、1 点目と 2 点目の問題につきましては、市長の基本的な考え方をお伺いをするだけにとどめておきたいと思います。

まず第 1 点目の、穂積駅の問題についてであります。

穂積駅の現状に対する認識と新駅建設の可否、そしてその根拠について、松野市長の考え方を明確にさせていただきたいと思います。

1 回目の質問を終わらせていただきますが、2 回目以降の質問は自席で行わせていただきます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 穂積駅の問題についてのお尋ねでございますが、私の考え方及び状況に対してどう見ておるかということについてお話しさせていただきます。

まず、穂積駅がこの地域の中でどういうポジションにあるのかということでございますけれども、御存じのように名鉄の揖斐線がどうなるかということでございますけど、基本的には廃

線の方向になるんじゃないだろうかと、こんなふうに思っております。それから、樽見鉄道も実は後どうするかということで、非常に沿線の自治体並びに住民が注目しておるところでございますが、非常に大きな赤字が出ております。また、大阪住友セメントのセメントのレール輸送というものもいよいよ廃止になります。そういう点から考えていきますと、樽見鉄道のこれからの経営というものは非常に厳しいものになるだろうということが予測されておまして、その支援について各自治体が協議をしておりますけれども、なかなかその意見の分かれるところがありまして、調整が非常に困難であるというのが現状でございます。そういう点で、旧本巢郡、それから揖斐郡、それから大垣市の西部あたりの方々の公共交通機関の利用形態というのが大きく変わっていきだろうということが一つ見られるわけでございます。

それからもう1点、来年の夏ごろには北方多度線がいよいよ南まで抜けてまいります。そうしますと、この道路を基幹にしまして、安八郡地域の皆様方のいろんな形での公共交通機関の利用というものは穂積駅に集中してくる可能性というものも非常に強いかと、このように思います。そういう視点で見ますと、要するに長良川と揖斐川との間に住んでいる人たちの公共交通機関の利用形態というものが結局穂積駅を中心にして展開されていくというふうに見ざるを得ないと、このように考えておまして、この穂積駅を利用する場合の利便さをどのように構築していくかということが穂積駅というものに対する非常に重要な課題でございますし、また、瑞穂市といたしましても、交流人口ということから考えてみましても、できるだけこの駅を利用していただく、そしてまた瑞穂市を訪れていただくという点から考えても、機能を整備していく必要があるかと思えます。

現在、穂積駅の乗降客は大体少し減ってまいりましたのですが、乗降で1万7,000ぐらいじゃないだろうかと、このように考えています。一時多かったときは1万8,000を超しておまして、間もなく2万に届くのではないかというような予測もされた時期もございましたが、現実の問題としては若干減ってきております。その理由といたしましては朝日大学の学生数が非常に減ってきております。そのあたりでの利用がかなり減少しているだろうということが想定されますのと、また通勤形態も対岐阜市への通勤という形のものはかなり変わってきているというようなことも一つの要素ではないだろうかと、こんなふうに想定しておりますが、穂積駅のこの地域における重要性というものはますます高まりつつあるというふうに判断していく必要があると思えます。

そこで、新駅をどう考えているかというお話でございますけれども、私はJRの経営姿勢というか、経営に対する物の考え方というものを、結局私どもが旧国鉄時代の鉄道の経営の感覚と全く同じものでとらえてこの問題を考えるということではできない時代に来ている。JRが民営化されましたことによりまして、要するに鉄道運営、経営の中での物の考え方というのは全く変わってきております。その中で、結局鉄道経営上から見て、この瑞穂市の区域内的の駅をど

うするかという視点で見えてまいりますので、私どもがこの地域の基盤整備面から見てこの駅をどう考えるかということとは、若干駅のとらえ方についての認識のずれというものがあるわけでございます。その点のギャップを考えていきますと、私自身としては現在の穂積駅をそのまま残しながら、穂積と大垣との間にもう一つ新駅を設置するということは非常に難しいと判断せざるを得ないというふうに見ております。強いて新駅ということであれば、現在の穂積駅を移転する問題になるというふうには考えないといけないという、要するに現実性がないというふうに思っております。

そういう点から考えますと、やはり現在の穂積駅を移転するという問題というのは、非常にまちづくりの中でも大きな問題を発生させるということを考えますと、私自身としては、新しく駅をよそへ移すという考え方はとることはできないというふうに思っております。そういう点から、要するに先ほども申し上げましたように、この穂積駅のこの地域における重要性を考えて機能を充実していくということであれば、移設して新駅でその機能を持たせるか、あるいは現在の駅の機能をアップするかという選択肢になるわけでございますが、現段階としましては、私は今の駅的能力を上げていくということが現実的な手法ではないだろうか、このように判断しておるわけでございます。

いろんな点での設備投資の資金の問題とか、いろんなこともありますけれども、基本的な組み立てとしてはその形で絵をかいていかざるを得ないと、このように認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ありがとうございます。

新駅は、いずれの意味においても、JRの旧態依然たる経営感覚と申しますか、そういうものが起因して現実性がない、考えるところがあったとしても現実的にはできない、こういうお話でございます。いずれにいたしましても、駅というところは交通の要衝ですね。交通ということは何もバスや列車だけじゃなくて、人の集まる場所でもあると思うんですね。人が交わるところだと思うんですね。ですから、そういう意味で、もし現在の駅をそのままにしながらその機能等をアップするよう考えていくという基本的な方向というものをよく承ったわけでありまして、しからば今の現状、まず穂積駅の今の現状に対する認識について、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 穂積駅の現状についてどう考えておるかというお話でございますけど、はっきり申し上げまして、非常に砕けた言葉でいえば、お粗末な状況であるというふうに思います。なぜかといいますと、2点あるかと思っております。

まず1点は、駅としての機能面で見ました場合にホームの幅が非常に狭いんですね。そうい

う関係もありまして、階段が非常に狭い形で設置されておるといこと、それにああいう盛り土の鉄道でありまして、ホームまで上がるのに非常にたくさんの階段を上がらなければならないという、乗降される方にとっては非常にそういう意味ではハンディキャップがあるということが言えるわけでございます。

それで、そのあたりをどう解消していくかということになりますと、今も申し上げましたように、ホームの幅を広げるということを考えないと、結局今の階段の問題というのは解決しないわけございまして、そうするとそれは非常に難しい問題になります。その点を考えていきますと、要するにあの階段にエスカレーターを設置するというのは技術的にというか、逆に階段を使つての乗降のスペースの余裕がなくなっちゃいますので、そういうエスカレーターを設置することも今の条件の中で非常に難しいという問題がありまして、そういう意味で機能的に非常に限界があると思っております。

そういう点で、せめて弱者の方に楽に乗りおりしていただけるようにということで、エレベーター程度のものは設置できないだろうかということを考えるわけでございます。この問題につきましてはずっといろいろと検討を進めてきておりますが、現実の問題といたしましては、大体このエレベーターを設置していただくだけで2億以上のお金がかかります。それで、これは何と申しますか、要するに国、それからJR、それから私どもの市と、結局三者で分担して負担するというシステムに、バリアフリーの問題でなるわけでございますけれども、実はその負担率を国が、何と申すたらいいんでしょうかね、要するに前に言うてた話と違って簡単に換えちゃうんですね。急遽負担率を変更してきちゃいましたもんですから、私どもとJRとしましては、国が持ってくれる分が、当てにしておった比率と変わっちゃいましたもんですから、要するにその差額をどちらが持つかという問題で、実はJRといろいろと協議をしたという一つの経緯がございます。

残念ながら、先ほど申し上げましたように、JRとしては民営でございますので、やはり経営というものを非常に重視しております関係で、その負担率のアップ部分についてJRとして負担するということは非常に難しいという返事が参りました。そのあたりの調整で手間取っておるといことございまして、このあたりは鋭意努力しながら、私といたしましてもぜひ設置をしていきたいと、このように考えております。

今年度も、実はそういう意味で、設置のための瑞穂市の負担の分につきましては予算を計上させていただきましたけれども、残念ながら執行ができないという結果になるというのが現実の問題かと思っております。駅の問題につきましては、そんなことが目の前で簡単に解決できる方法としては考えられるんじゃないかと思っております。

それからもう1点は、今度乗降される方々の、結局駅への寄りつきが非常に大変だという点がございまして、自転車に来て利用される方々につきましては市の経営しております駐輪場が現

在もまだ能力的には余力がございますので、この問題は、自転車で来られる方にとっては一応いいと判断をされるといたしまして、あと、車で送っていただいて乗りこられる送迎の車の待機場の問題、それからもう一つは、駅へ入ってきておりますコミュニティーバス及び路線バスの滞留の問題、能力的に不足しておりますしてネックになっておりまして、その点も絡めて見ますと、ラッシュ時の駅の周辺に一遍市長来てみるというような調子でしかられておりますけれども、その辺の条件を少しでも緩和できるようにしていくことが必要ではないだろうか、こんなふうに思います。もちろん長期的な視点での駅の周辺の整備ということは当然大事でございますけれども、長期的な視点に焦点を合わせながら、できることから一つずつ積み重ねていくということが大切ではないだろうか、こんなふうに思います。

それともう1点が、駅への待機の問題で申し上げましたが、もう一点、駅の持っている弱点として、要するに駅の周辺の道路整備というものがいま一步ということが言えるのではないだろうかと思えます。おかげさまで、このたび既に駅の北側の東の道路を糸貫川の堤防へ上げることにつきましては、地権者の方の御了解を得ることができまして、今年度中には坂の下までは整備することができるというふうに考えております。そうしますと、あと駅の北側で残っておりますのは、駅の広場のところの角でございます駐車場でございますけれども、残念ながら地権者の方とのいろんな条件面とかいろんなことにつきまして折り合いができなくて、あそこで非常に通行を困難にさせております。そういう意味で、この問題もどこかでとにかく何か御理解をいただけるきっかけというものが得られればなと、こんなふうに考えておるわけでございます。

駅の南におきましては、先ほど申し上げましたように、一番の課題は、結局あそこへ入ってきておりますバスの取り扱いではないだろうか、こんなふうに考えておりますが、要するに現段階におきまして、バスがそれだけの待機をするスペースを駅のすぐそばに設置するということは、これも不可能だと判断しております。それで若干でも移動していただくことをひとつお許しをいただくというような形ででも、とにかくバスを駅へ受け入れられる体制というものを整えていくということも、駅の利用のための結局、便利さ並びに機能アップにつながるのではないかと、このような認識でこの駅の整備という問題については考えておる次第でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 駅そのものの機能の問題とかいろいろあるんですけども、率直に申し上げまして、駅というのは、先ほども申し上げましたとおり、人の交わる場所でもありますし、21世紀の瑞穂市のまさに表玄関であるだろうと思うんですね。そういう意味で考えますと、駅の機能と、まさにその21世紀の瑞穂市のまちの機能というもの等、総合的にやはり考え

る視点というものが、それこそ将来的に見たときに重要な観点ではないのかというふうな気がするんですね。ですから、今の市長のお話の限度の中の駅周辺の整備等を考えてみますと、ちょっと率直に申し上げまして、スケールといいますか、長期的ビジョンとして非常に限界のあることではなからうかと。本当にこれから40年、50年先のこと、40年、50年といってもすぐ来る問題だと思うんですけれども、そういう観点から考えたときに、駅の持っている空間というものをもう少しまちづくりの中で、その規模も含めて考える余地というものは今の市長の頭の中には全くないのかどうなのか、この点についてもあわせてお聞きをしておきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅をただ乗りおりするだけではなくて、都市づくりの中での機能として利用できないかという御指摘かと思いますが、現実論といたしまして1万足らずなんですね、駅を利用する人がですね。乗降客で1万7,000ということは、要するに片道で、利用客として見た場合にその半分になりますので、1万足らずの方が結局あそこへ集まってくるだけということでございます。それも、基本的にいいますと、通勤とか何とかという駅を利用するという形での利用でございます。そういう方々の駅周辺での滞留ということをどう考えるかということになりますと、少なくとも経済ベースで見た場合には、その程度の人動きの中で展開することが可能なビジネスというのは非常に限られたものといいますか、規模の小さなものというふうな考えざるを得ないというふうに思います。

ですから、私は非常に大きな視点でとらえた場合で申し上げさせていただきますと、市役所の周辺に総合センターがございますし、それから市民センターがある、そのほかに何と申しますか、いろんな施設をある程度までここへ集中していくような形で、カルチャーを中心にしたまちの顔にこのあたりをできないだろうか。また、このあたりはそういう利用の方法ほかちょっと無理じゃないか。要するに駅前イコール商店街という物の考え方はちょっと無理じゃないかというのが、実は私のこの瑞穂市の穂積駅の姿から見ての認識でございます。またビジネス面になりますと、もう今では人だけ運ぶだけです。物の流通とか、あるいは情報の流通にはあまり駅というのは利用されていないわけでございますので、そういう点から見ますと、むしろ何と申しますか、そういう機能を大きく求めるビジネスということになりますと、あまり駅にこだわった形では展開がされないんじゃないかと、こんな見方をしております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ありがとうございます。

大体市長の現段階における駅をめぐる基本的な考え方と今後の方向性、あるいはその輪郭がつかめましたので、今後におきましては、議会の中でも、まさに21世紀の瑞穂市の表玄関口として駅をどのように考えるか、まちづくりの中でどのように位置づけるか、このことについて

さらに調査・研究を進めながら、執行部に対して積極的な提言を行っていくというふうなことも必要かというふうに思っております。

そういうことで、この点はとどめさせていただきまして、2点目の下水道の問題についてあります。

下水道事業につきましては、旧巢南地区では特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、旧穂積地区ではコミュニティープラント事業という形で展開をされてまいりましたけれども、合併以降の瑞穂市全体の事業展開につきましては、その内容がまだ明確にはなっておりません。そこで、下水道事業の今後の方針について、まずもって松野市長の基本的な考え方を明確にさせていただきたいと思えます。新市建設計画の中でも、一般論として述べられておりますけれども、コミプラの問題等を含めて書かれておりますけれども、現状の中ではどうなんでしょうか。今現実的には、総合計画のアンケートも集約の段階に入ってきておると、そして来年の9月には、早ければ議会の方にも出していきたいというふうな方向性を持っておられるようでありますので、現時点でぜひひとつ市長の考えをお聞きをしておきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 下水の問題ですけれども、この問題につきましては、前回の議会におきましても、下水道の普及率ということになりますと、県下でもおしりから勘定した方が早いような状態だけれどもということで御指摘を受けております。

この問題は、私は下水という形で問題をとらえるんじゃなくて、要するに環境の問題としてとらえるべきだというふうに思っております。ですから極端なことを申し上げれば、この私どもの生活しておる地域の水質、水関係の環境というものをどういう条件で整備していくのが一番保持すること、あるいはよくすることができるのかという課題ではないだろうかと考えておきまして、その中で下水というものも一つの手法だろうと、こう思うわけでございます。

そこで、要するにこういう問題は行政がやるというよりも、結局その地域の住民の皆さんに受け入れていただける、御理解がいただける手法というものを採用していくべきだというふうに思っております。要するに下水の、今御指摘のように、瑞穂市の中には三つの手法を使っておりますけれども、それはそれなりに全部結局理由があるわけでございまして、その選択につきましてはいろんな手法の中で、この地域にとっては最も効率的な手法であろうというようなことで選択がされてきておるわけでございますので、いろんな手法が混在しておるといった問題につきましてはさておきまして、私自身としては、下水に対しては今申し上げましたような認識でとらえております。

現実の問題として申し上げますと、この中でも農集につきましてはもう随分それなりの時間が経過しておりまして、その地域の住民の下水の利用率というものも90%を超えてきておるといような状況にまで至っております。そういう意味で、このシステムがこの地域にとっては

受け入れていただけたシステムかなという認識を持っております。

そこで、特環とコミプラが去年、ことしと相次いで供用開始になったわけですが、現段階におきまして加入をしていただける状況、ペースというものがどうなのかということでございます。

コミプラは、加入していただきましてからもう1年半過ぎまして2年近くになるわけですが、残念ながら、こういう下水関係の供用開始の後の加入状況に対して全国的な形で一つのシミュレーションというか、そういうものがあるんですけれども、そのベースに比べますと、まことに何と申しますか、議論をする余地もないような惨たんたる状況でございまして、要するにこの状況の中で、結局次の工区に同じような手法をもって手を出していくということが極めて問題があるのではないかとというふうに認識しております。

また、この4月に供用開始をいたしました特環の場合も、やはり待ち望んでおられた方々が随分ございまして、随分申し込みというか、加入申請の方々が多々出てまいりまして、これは好調だ、うまくいくぞというふうに見ておりましたんですけれども、最近に至りまして、ちょっと加入申し込みのペースが若干落ちてきております。その点を考えてみますと、このあたりもどういう動向になっていくのかということをやはり少し見ておかないといけないのではないかと、こんなふうに思っております。

そこで、私のこの下水に対しての基本的な考え方ということで申し上げさせていただければ、まず、何とか運転経費、維持経費だけは加入者だけで維持していただけるレベルであってほしいということでございます。現在の下水道の利用料金は、加入率85%を想定して現在の利用料金を設定しております。なぜそういうことを申し上げるかといいますと、これもその料金の不足額というのは一般財源からすべて補てんしていくということになるわけですから、そのあたりはやはりきちんととらえておかなければいけないという、私は認識でおるわけでございます。

そういう点から、私は現在はまだ下水の計画を立てていない地域というのが非常にたくさん残っているわけですが、この次の地域へ展開をしていくためには、やはり現在の施設がある程度のレベルまで利用される状況というものができてから検討すべきではないだろうか。また、そのニーズがどの程度あるかということも十分とらえてやる必要があるのではないだろうかというふうに認識しております。ですから、加入の状況というものの見込みというものはやはりしっかり持って、下水計画というのは立てていかないと、例えば採算性にいたしまして、85%加入してもらえれば、これで下水は少なくとも運転経費が維持できるという机の上のシミュレーションだけで踏み切っていくのは、ちょっと危険ではないだろうか、こんな認識でとらえております。そういう意味では、現在、供用開始になりました下水道工区の皆様方に少しでも早くぜひ加入をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

ただ、その場合に一つだけ問題点がありますのは、私どもは今までに一つの視点として見落としておった点があるのではないだろうかと思えますことは、加入料金を幾らにするかということが非常に大きな議論の中心でやってきました。これは私どもの公共の経費負担の結局議論なんですね。ところが、利用して加入する方々の負担の議論ということで加入料金が展開されていないということなんです。加入料金は、今の瑞穂市のシステムでいいますと、供用開始からすぐにつないでいただければ10万円なんですね。ところが、そのために宅内配管とか宅内改造の問題が出てきます。これが80万とか100万というお金が要るわけございまして、むしろ10万円にするか、15万円にするかと、加入料金をというよりも、むしろそちらの方が結局加入する方の負担の問題としてははるかに大きかったということございまして、そのあたりもやはり私どもはしっかりとらえて議論をもう少しすべきではなかったかのかなというのも一つの反省でございます。

こういう席で、こういうお話を、加入されない方のお話の中であることでちょっと申し上げますと、こういう意見もあるんですね。要するに、高齢者の方で、息子はよそで勤めていて、もううちへ帰ってこん、ほんでおれはあと何年生きとるかわからん、下水にこんな何十万もとてもじゃないけど出せない、こういうことを高齢者だけで生活されている方の中ではこういう物の見方もあるんだということ、このあたりは私どもが全く気がつかなかった問題点でございますけれども、やはり下水を引いていくためには、やはりそれを利用する人たちが利用しやすいシステムという、あり方というものをやはり考えていく必要があるのではないかと、こんなふうにも思っております。

そういう意味で、先ほど申し上げました水質保全という視点からとらえた場合に、決して瑞穂市がそういう問題で無作為に動いているということではなくて、個別合併処理槽につきましては積極的な補助をしていくという体制は現在でも続けておりまして、住宅の改造、あるいは新規住宅の建設の場合にはこの制度を積極的に利用していただいております。本市といたしましても年間に約1億5,000万ぐらいの補助金は拠出させていただいております。要するに個別合併処理槽という形での下水の処理の方法というものは着実にまちの中に浸透しつつあるということも事実でございますので御理解をいただきたい、このように思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 現実に旧穂積地区では別府処理区が供用開始をして約2年たっておりまして、しかしながら、その加入状況は全国的な水準からいくと極めて低いと、こういう現状だろうと思うんですけれども、コミプラに加入をしていただくためのさらなる補助制度の充実の問題につきましても、執行部の方で再考をしていただける余地がまだまだあるかと思っておりますので、それをやっていただかなきゃいけないと思うんですね。

いずれにいたしましても、現在の利用のレベルをアップする推移を見守りながらということになっていきますと、じゃあいつの段階でどうなのかという問題につきましては極めて将来に係る問題でありまして、今から何年とかというのはなかなか難しいと思うんですよね。となってくると、その他の瑞穂市全体の下水道計画の展望というものの見通しがつかなくなってしまう、こういうことにもなるかと思うんです。ですから、その点につきましては、今申し上げたように、加入促進のための具体的なさらなる検討をしていただかないといかんのではないかとこのふうなことも思っております。

いずれにいたしましても、時間がもう19分で、最後に残る質問がいつも一番時間が短くなってできなくなってしまうわけでありまして、ちょっと急いで質問をさせていただきたいと思っております。

松野市長の固定資産税の減免問題につきましては、昨日も山田議員から質問がされております。

まずお尋ねをしたいんですけれども、なぜ53年3月18日の一回だけ減免申請書を出されただけで、その後は条例に違反して、減免申請の手続きをとらず減免扱いをしてきたのでしょうか。そのことがなかなか普通に考えてよくわからないわけでありまして、ぜひひとつ明らかにしていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

当該土地の使用目的につきましては、私の方といたしましては、公共の用に供しているという判断で、当初申請がなされただけで、次年度からはその事実関係、現況確認を行っただけで申請書が出されていないにもかかわらず賦課をしなかったということでございます。また53年当時、いま一度申請が出されれば、次年度以降については、今も申し上げましたように、事実関係、現況確認を行っただけで減免を相当とすると、公益性があるという解釈で進められてまいりました。しかし、このことが条例の規定に反していたということでございます。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がありませんので、極めてアトランダムに質問させていただきます。

現在の瑞穂市条例の第71条の第2項には、前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。こういう規定をしておるわけでありましてけれども、旧穂積町時代にも同様の規定があったわけであり、この規定はそ

の時々の担当者は知らなかったのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 職員としては承知をしていたというふうに解釈しております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） だから問題なんですよ。条例があることを承知をしながら、条例に反した事務を執行する、こういうことなんです。本件は一つの例にすぎないんです。もしこの条例に違反する事務執行というものを既成事実とするならば、その質はその他の分野、つまり量的な拡大になるわけです。簡単な言葉でいえば、一事が万事ということになりかねない質を持ってくるということなんですよ。行政の物差しとして条例というものをどのように考えていくのか、それを住民の福祉の向上等々と関連づけてどう考えていくのか、こういう視点があるかないかという基本的な、行政を預かる者の姿勢の問題になると思うんですね。そのことがまず欠けておると思うわけでありまして。ですから、そのことに対する認識を非常に強く持っていたいただきたいと思うんです。今後の問題についてもですね、いろんな問題に関して。

さらに具体的なことを御質問いたしますけれども、7日付岐阜新聞は、24人の地権者の中には同市別府の土地を地元自治会に広場として提供してきた松野市長も含まれているが、同市市長公室は今回の処分とは関係ないとしているというふうに報じておるわけでありましてけれども、これは市長自身の問題については不問にするという意味のことを市長公室は岐阜新聞の記者に話されたのか、そう理解してよろしいでしょうか、青木室長。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私どもは、新聞社に申し上げましたのは、24件ありまして、その中の1件だということで、市長だけをとらえてやるというじゃなしということでお話を申し上げたわけでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 24件中の1件だという受けとめ方をすれば、市長自身の責任の問題をやはり明確にしていかなければいけないと思うんですね。それを、きのうの山田議員の一般質問に対する答弁の中で、市長は条例どおり執行していなかったということも御自身もお認めになられたわけでありましてけれども、しからは条例どおりとはどういうことかということですよ。先ほども引用させていただきましたけれども、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長や市長に提出することになるわけでありまして。では、その手続をしなかった場合は固定資産税を払う、このように条例はうたっているんじゃないでしょうか。松野市長、

いかがですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 手続きがされていないケースにおいては、当然何といたしますか、課税をすべきであるというふうに認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、市長から手続きをしていなかったら当然課税をすべきという答弁をいただいたわけでありますけれども、やはり手続きをしていなければ払っていただかなきゃいけないと思うんですね。

問題は、行政の瑕疵によって減免手続の必要性を感じなかった一般地権者の場合と、みずからが地権者であると同時に、条例に違反して減免手続を行わなかった行政の側の最高責任者の立場である市長の場合とでは、その対応を同じくすることができないと思うんであります。その責任の重さが違うと思うんですね。もう時間が10分しかありませんから、結論だけはしょって申し上げますけれども、今申し上げたとおり、本件に対する責任のとり方が一般の地権者と市長とでは同じということでは済まされないということであると思うわけですが、普通の市民の感覚からすれば、条例を一番守らなければならないのは行政であります。その行政が、ましてやそのトップが条例に違反しても、当然支払うべき固定資産税を支払わないということになると、これでは市民の行政に対する責任はどうなるんでしょうか。

あえて申し上げておきますけれども、私は松野市長個人が憎いとか、そういう立場で言っておるわけでは全くない。私がもしそこに座っておったとしても、過失であったとしても、そういう事実が発生したならば、そういう責任をとるしかない立場にいるというふうに思うわけなんです。これは、別に個人的感情とかどうかという問題とは全く違うんです。そのところを、ぜひ市長のみならず執行部の皆さん方にも御理解をしていただきたいと思うんです。それは先ほど申し上げた、条例が行政の物差しになる、一時万事が一緒ですよということと質を同じくする観点から申し上げておるんですね。

ぜひ御理解をいただきたいと思うんでありますけれども、いずれにいたしましても、きちんとけじめをつけるべきだというふうに思うんです。そのけじめのつけ方は、昨日最後に山田議員が申し上げておりましたように、松野市長が町長時代を含めて、行政のトップにいた10年間の固定資産税の分についてはお支払いをいただきたい、そしてそのことをもってけじめとしていただきたい。それがやっぱり市民の模範になる最高責任者のとるべき対応ではないのか、このように思うわけであります。松野市長の見解を求めるものであります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話の件につきましては、きのう山田議員の御質問の中でも、この

取り扱いについては非常に苦慮しておるということを申し上げたようなことでございまして、
どういうふうはこの問題について対応していくべきかということについては、私自身も非常に
悩んでおります。現段階におきまして、どう対応するかということについての一つの考え方と
いうのはまだ整理できておりませんので、その段階だということだけ申し上げます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 最後に1点だけ御質問を申し上げておきたいと思います。今の市長の
答弁の中にもございましたとおり、どう対応するか苦慮しておるという率直なお気持ちをお
話しになったというふうを受けとめさせていただきたいと思います。

という立場を踏まえるならば、追加議案の85号だったかと思いますがけれども、あそこで提起
をされております、市長の俸給カット10%の3ヵ月ということでもってみずからの責任のとり
方は幕を閉じるということではないというふうに理解をしておいてよろしいでしょうか。その
点だけ確認をして、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） あの提案させていただきました議案は、私といたしまして、要するに条
例どおりに職員が事務を執行していなかったという点につきましての、監督責任という点であ
る提案を出させていただいたものでございまして、きちんと請求していなくて納めていなか
った固定資産税についてどう取り扱うのが妥当であるかという問題とは別の問題でございま
す。

議長（土屋勝義君） ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時14分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、四つの項目について質問いたします。

初めに、四つの項目を述べます。

一つ目、瑞穂市の公共施設における分煙、禁煙について。

二つ目、巢南庁舎でもリサイクルカードの交換ができないか。

三つ目、市民からの声をどのような方法で聞くかについて。

最後、四つ目、広報「みずほ」について。

一つ目、最初にお聞きいたしますが、瑞穂市の公共施設における分煙、禁煙についてです。
その一つ目の質問をいたします。1年半前から健康増進法が実施されています。この法律と瑞

穂市における公共施設の分煙、禁煙のやり方を御説明ください。健康増進法については、市の方針のもとになっている要点だけ御説明ください。よろしく願いいたします。あとは自席でさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの熊谷議員さんの1点目の質問にお答えをいたします。

健康増進法の要点ということでございますけれども、健康増進法は我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性を著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるということで、平成14年の7月に成立されまして、昨年5月1日から施行されております。この健康増進法25条の中に、学校、体育館、病院、そして劇場、観覧場、集会場等、この中には官公庁の施設も含まれております。この施設ですね、そのほか多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないということとされております。この受動喫煙ということは、室内、またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることと定義づけがなされております。この25条につきましては、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより国民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進するという内容のものでございます。

次に、瑞穂市内の公共施設の状況についてでございますが、図書館、保健センター、穂積、穂積北、巣南の3中学校、そして各小学校、保育所、保育教育センター、牛牧北部防災コミュニティセンター、牛牧南部防災コミュニティセンターのつどいの泉など、すべて施設内禁煙ということで対応をいたしております。市役所、総合センター、市民センターにつきましては、事務室、会議室はすべて禁煙ということでございますが、そのほかにつきましては指定の場所に喫煙コーナーを設けていると、いわゆる分煙対応をしているという状況でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） はい、熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） はい、ありがとうございました。

それに沿って考えますと、市役所、総合センターについて申し上げますが、会議室はすべて禁煙と言われましたね。議員さんたちは会議室で吸っておりますが、これは本当は禁煙ですかということと、それから多くの方が受動喫煙を防止するようにと、多くの方が通るところはいけないというと、廊下もいけないんでしょうか。これが2点目です。

それからもう一つ、総合センターの1階の奥にラウンジと書いてありましたかしら、休憩室

のようなものがありますが、あれの入口のところも奥も喫煙所になっていまして、あそこは多くの方が、それこそ赤ちゃんからお年寄りまであそこで休憩しておりますが、以上3点確認したいと思いますが、会議室、市役所廊下、あと総合センター1階の奥の休憩室です。お願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの3点でございますけれども、会議室はすべて禁煙という対応をいたしております。吸ってみえる方はどうかということをご心配でございますけれども、そして廊下でございますけれども、当所はくわえたばこ等、廊下を歩きながらのたばこというのは禁止しておりますし、廊下の1カ所でそこに喫煙所が設けてございますので、そういうところは廊下の中でも喫煙していただくということになっております。それから、総合センターの1階の一番奥でございますけれども、あそこは喫煙所ということで、喫煙者の憩いの場ということにしております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 二つ確認いたしますが、廊下の隅ですか。廊下が長くあって途中で喫煙している場合には、そこをほかの人が通りますね。そこを確認したいと思います。

それから総合センターの1階については、分煙といってもあそこは難しいと思うんですが、禁煙にできないでしょうか。ここにまちづくり提案箱等の課別集計表というのを窓口でもらいましたが、例えば総務課関係が大変多いんですが、庁舎内の禁煙についてというのが平成15年度も16年度も多いんですが、市民からの苦情というのはあるんじゃないかと思うんですが。

もう一回確認いたします。廊下が長くあった場合、隅ではないところで喫煙はどのように管理者として対応するのでしょうか。もう一つ、総合センターの1階を禁煙にできないでしょうか。お願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの2点でございますけれども、廊下が長いところという御指摘でございますけれども、長い通路の一角にそういった灰皿が設置されて、そこが喫煙所になっておるということで、その場所によっては、長い廊下の長いところの一部分を喫煙所にしておるということで、先ほどと同じ回答になると思います。

それから、総合センターは禁煙にできないかということでございますけれども、総合センターの建物の構造を見ていただきますと御承知いただけるとは思いますけれども、あそこを禁煙にしまいますと、喫煙者の対応はどうするかということになります。その中に、あの部分に、例えばパーティションといいますか、仕切りをしてしまって1室をつくってしまうということになりますと、あの狭いところで建物の構造上非常に難しいということが考えられますし、総

合センターの一番奥のところは、とりあえず今は現状のままということで考えております。ただし、受動喫煙に御協力くださいというような、そういったものを御協力いただくというようなことで、何らかの方法を考えていきたいというふうに思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） まず今の御答弁の、総合センターの1階を禁煙にすると喫煙者が困るのではないかというのは、今までの答弁の内容と大変矛盾すると思うんですが、そうすると、ほかの建物は一斉に禁煙にしているところが多いわけですね、コミュニティーセンターとか保健センターとか学校とか。そういうところにも喫煙者というのは見えると思うんですが、受動喫煙の防止が目的なわけですから、1階総合センターの奥のラウンジも禁煙にすべきではないでしょうかというのが一つ。

それからもう一つは、その場所がこうやって建物の中で混在する場合、喫煙していいところと禁煙のところとが混在する場所については、喫煙者並びに喫煙しない人に、ここが喫煙の場所だということが、または禁煙の場所だということがよくわかるように表示すべきではないでしょうか。例えば、会議室が禁煙であっても灰皿が置いてあるとか、言えばすぐ持ってくるとか、そういうことは管理者としてはいけないんじゃないでしょうか。以上、2点をお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 総合センターの奥を禁煙にということでございますけれども、先ほども申し上げましたんですが、建物の構造上、あそこを全く禁煙にしまうと喫煙者はどうなるかということですし、また総合センターそのものが大勢の方が利用されるということで、もちろん御指摘がございましたお子さんからたばこを吸われない女性の方とか、そういった方も大勢お見えになるんですが、喫煙者をそれじゃあどうするかということになりますと、単純に喫煙者をボイコットしてしまうということになりますと、これもまた問題が、私の方へまた苦情が来るとお思いますので、喫煙コーナーをきちんと分離して、そして御協力をいただきながら、受動喫煙を防止するという御協力をお願いしていきたいとお思います。

それから、喫煙所にきちんとした表示をということでございますけれども、その件につきましては早速取りかかっていきたいというふうに思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） じゃあ確認いたします。総合センターについてはせめて分煙にさせていただくと、手前から一番奥まで喫煙所というのだと全体がもう喫煙所になりますので、その一番奥だけとか、手前の部分とか、分煙にさせていただくこと。それから、喫煙する場所、禁煙する

場所、一つの建物で混在しているときには、喫煙者、それから関係ない人にもわかるように表示をしていただくことと、この二つをお願いいたします。

次に、2点目に移りたいと思います。

巢南庁舎でもリサイクルカードの交換品を置いてほしいという声があります。現在、巢南地区の空き缶、ペットボトルの処理機数は3台ではないかと思いますが、巢南庁舎に限りませんが、巢南地区に交換品を置かない理由と、今後も同じ方針なのか。今後の対応をお答えください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの御質問にお答えします。

まず、巢南地区の空き缶、ペットボトルの処理機数はと、巢南庁舎に交換品を置かない理由との2点であろうかと思います。

まず、巢南地区の空き缶、ペットボトルの処理機数でございますが、小学校区のふれあい広場に空き缶とペットボトル、それぞれ1台ずつ3カ所に設置してございます。

それから、巢南庁舎に景品交換の関係でございますが、投資的にはパソコン購入とか2カ所間の接続回線等の設備機器等のパソコン上のシステム上問題がありますので、今のところは巢南庁舎で業務を行う計画は持っておりませんので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） パソコン上のシステム上の問題と言われますが、技術的な問題というお答えだと思いますが、これを巢南地区で景品交換をできるようにした場合幾らかかるでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 担当の方から聞いておりますのは、投資的経費としては約300万円ぐらいだったかなあとは思っていますが。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 300万円で巢南地区で景品交換ができるのであれば、これは合併した巢南地区の方たちの地域格差の解消になりますし、住むところによっての住民サービスの不平等が解消できるわけですから300万円かけるべきではないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 経費的には金額は300万円ですが、金額の問題ではないと私どもは認識しております。といいますのは、それに付随してきます、まだほかに職員の人件費とか、

いろんな経費的なものがかかってきます。それは設備投資だけの金額でございますので、後の保守点検とか、もろもろにいろんなものが発生してきますので、金額が多いでとか、少ないでとかということでの導入での私どもの判断としてはとらえておりませんので、その辺も御理解を賜りたく思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） ちょっとよくわかりませんでした。設備投資だけで 300万円ぐらいですね。あと人件費もかかると。人件費というのは、施設管理公社の方が穂積地区はしておりますね。巢南には公民館ですか、あそこは施設管理公社の方がいるんじゃないでしょうか。例えば、巢南庁舎のすぐ北側の公民館で行うことにすればできると思うんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 施設管理公社の職員でございますが、景品交換についてでも委託業務として市から払っておりますので、その経費のことでございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） それをふやすとしたら、幾らかかるわけですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） そこまでの細部の試算はちょっとしてございませんので、金額的にどれくらいというのはちょっと今のところ不明でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 巢南の公民館の施設管理公社の方にこの業務を委託したとしても、この設備に 300万かかって、プラス幾らかというのはささいなものじゃないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その辺ですが、試算してございませんので、金額がささいか、どれくらいかかるかというのはちょっと不明ということで、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 再度申し上げますが、現在、巢南公民館にちゃんと施設管理公社の方が見えるわけですから、業務を一つふやしていただく。市民センターの施設管理公社の方は、交換に市民が来たときに、カードを入れて「何がほしいですか」「ごみ袋です」と、非常にささいな業務ですから、今の公民館の方にこの業務がふえたとしても、新たな人員配置は要らない

はずだと思うんですが。ということは、人件費がかかると言われましたが、人件費に膨大なお金がかかるとは思われません。再度お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 人件費だけのことをとらえますとささいな金額に、熊谷議員さんが言われるように金額的にはそうなる可能性はありますが、トータル的に、後の維持管理とかいろんなことの関係で、巢南庁舎に景品交換の設備機器を導入するという事で、金額だけでは私の方も判断しておりませんので、総合的ということで今の段階ではお答えさせていただきたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） よくわからないんですが、穂積の市民センターでもやっているわけですね。維持管理もやっていると思います。総合的に判断して、あそこでやっているわけですね。つまり、同じことがどうして巢南地区ではそんなに難しいんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） それにつきましては、先ほども言いましたように、金額だけではなく、パソコンシステム上、それで今のところ導入が難しいというふうに考えております。パソコンのシステム導入上です。金額だけが 300万とか、いろんな経費がどれくらいかかるかというのも別段の問題でございますけど、いわゆる合併後、ある程度何でも巢南の方にも同じ設備が必要であるのかということも一つの私の方の判断材料としております。

巢南地区で3ヵ所に設置してありますので、どれぐらいでの景品交換ということですが、市民センターへ来ていただくのにもわずかな時間、車社会でございますので、ただ高齢者とか社会的弱者については対応が必要ではなかろうかと思いますが、1ヵ所でやることについて、今のところ事務効率上非常によいという判断でございますので、合併後、何でも巢南庁舎側ということではいけないというふうに私個人的には思っていますので、事務効率とかその辺も総合的に判断して、今のところは巢南庁舎には導入しないということで思っておりますのでよろしくをお願いします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 社会的弱者の方の都合を考えるのは大変大事だと思いますが、働いている方たちも勤務時間とかありますから、なかなか本庁まで来るのよりは巢南地区で交換できればいいわけですが、確認させていただきます。私は、何でも巢南も同じようにやるのがよいということは一言も申し上げておりません。この件に関してだけです。

そして、パソコン上のシステム上の問題がそのように難しいとは思われません。合併した場

合に庁舎は複数になるのは当然でして、これをつなぐパソコン上の技術が非常に難しいとか、そういうことは考えられません。

つまり本音としては、差をつけたいということですか。お答えください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） そこまでは私の方は考えておりません。ただ巢南庁舎の方にはないということで、巢南の方について差をつけるというようなことは毛頭思っておりませんが、当分の間は1ヵ所でやっても事務効率上いいのではないかという判断からでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 金額的にも大したことはなくて、技術的なことでも大したことはないのをやらないとなった場合は、巢南地区の方は非常に不公平感を持たれると思うんです。私も持ちます、巢南地区ではないけれど。ということだけ指摘申し上げて、今後、これは巢南地区でも景品交換ができる方向で執行部で話し合っただけで対処していただきたいと思います。今述べられた理由については、巢南地区の方に報告いたします。

次に3点目、世の中が大変かわってまいりまして、今は、行政というのは執行部だけがやるわけではなくて、議員と一緒に当然ですし、さらに市民との協働ということが、もうそういう時代になってきました。市民からの声をもっと聞き、これにできる限り回答を届ける新たな方法としてメール等も導入されていますが、提案箱等で市民からどのような声は何件ぐらいあるでしょうか。要点のみお答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 提案箱やEメールに寄せられる内容についてでございますけれども、市政への建設的な提案や政策のヒントになるようなものは非常に少なく、ほとんどが苦情や要望となっております。中でも多いのが、廃棄物に関することや道水路の管理に関すること、また、職員の窓口の対応態度などが非常に多いというのが現状でございます。どれぐらいの提案があったかということでございますが、平成15年度、これは市になってからでございますが、総数で200件でございます。それから平成16年度でございますが、今までに203件でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ただいまのお答え、最初に言われましたが、市政への建設的な意見は少なく苦情や要望が多いというお答えでしたが、大変納得しかねる御認識だと思います。この苦情や要望を取り上げることによって、市政が建設的になる。つまり、一見苦情や要望にしか思えない意見も、裏を返せば市への建設的な意見となるのではないのでしょうか。市役所の玄関の階段の下に提案箱がありますが、今ではホームページやEメールなどでも受け付けるわけです。

が、市のIT整備にかかる費用は幾らぐらいでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 市がITにかかる金額といいますと、非常に膨大な金額になります。算定はいたしておりません。現在市役所の中で動いておるコンピューター全部がIT関係でございますので、そういうものを入れますと非常に大きな金額になるかと思えます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 本年度だけで1億余りの予算だったのが、安くて7,000万円ぐらいかかったということを聞いております。もう膨大に上るということですね。今の時代でしたら、このEメールやホームページから意見を聞くということは土・日も関係ありませんし、夜でもサラリーマンなどが帰ってきた後でも意見を言えるわけですから、これをかけている費用、それから市民へのサービスからいって、もっと宣伝していいと思うんですが、今は各課にアドレスがあるということに私は今回初めて気がつきました。広報をめぐってみると、一体いつからあったのかしらというぐらいずっと前から実はあるんですね。これはいつから各課にも苦情、要望を聞く、励ましの言葉でもいいんですけど、市民の声を聞くアドレスというのはいつからあるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） ことしの2月でございますけれども、ホームページでございますが、リニューアルいたしました。それからずっとありますので、議員御指摘のように、情報の窓口のところにはちょっと細かい字ではございますけれども、各課のEメールのアドレスが載せてございます。そしてまた、このように意見を広報に載せた場合には、そこにも載せております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 広報で、各課にアドレスがあるので直接どうぞというPRは、始めたとき以後もしているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 機会があるたびに、私どもは口頭では皆さん方にお知らせしておりますし、また、今言いましたような、広報でお知らせしているという程度でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） つまり、これだけお金をかけて、市民でもパソコン操作する人がふえてる時代で大変便利なものですから、もっと広報で各課のアドレスあてに御意見をどうぞという

PRを1ページぐらいかけてどんとするべきではないでしょうか。

もう1点ですが、瑞穂市への御意見をパソコンでどうぞというのには、住所、氏名の記入が必要となっております。他の町のを見ますと、これが「アドレスだけでよい」というのと、「住所、氏名も御記入ください。しかし、なくても構いません」というのと、「住所、氏名を記入しない場合は回答しません」というのとありますが、市民はアドレスだけの方がもちろん意見は言いやすいわけです。または中間の「御記入ください。しかし、記入していなくても回答します」というのでも結構ですが、そちらの方に改善するということは考えないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） PRにつきましては、今後もまたしていきたいと、かように考えております。議員さんの方からも、また皆さん方に機会があるたびにPRをひとつお願いしたいと思います。

それから、匿名の方が非常に多いわけですが、私どもは記名をできるだけしていただきたいと思います。と申しますのは、記名していただければ、必ずその方に御返答は申し上げます。大体、ちょっと日にちを要するものは最低といいますが、最高でも2週間ぐらいではお知らせできるんじゃないかなあと思っておりますけれども、記名の方には全部回答を申し上げます。ですから、できるだけお名前をひとつほしいというのが現実でございます。そして、匿名の方が非常に多いわけですが、匿名の方で広く一般の市民に知っていただきたいという件につきましては、広報、毎月ではございませんけれども、たまればその都度都度、また、今までどおり広報に載せて御回答を申し上げていきたい、かように考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 返答についてだけでしたら、別にアドレスでも返答はできるわけですね。だから、回答するのに氏名、住所が要するというのは、パソコンの場合にはアドレスで返答できるんだから、その理由だけでしたら、氏名、住所はなくてもいいということになるんじゃないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私が申し上げますのは、提案箱とEメールのアドレス両方で話しておりますので、今の回答になったわけですが、Eメールでいただく場合はアドレスだけでも結構でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 済みません、話を整理いたします。

提案箱の場合は、住所、氏名を書いてもらえたら回答を必ずするということでしたが、私はかつて何度も提案箱に名前も書きましたが、回答は一度ももらっていませんでした。現在はしているというふうに確認させていただきます。

それから、Eメールの場合はアドレスでもいいわけですか。ホームページを開くと、氏名、住所がない場合は回答しないとたしか書いてあったと思いますが、違いますか。要らないということであれば、そういうホームページ、声をお寄せくださいという、あれは削らないといけませんね、氏名、住所が必要だというのは。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私どもはできるだけ電話と生でお答えした方が、感情とかいろんなもので通じるということがあると思うんです。やはりペーパーだけといいですか、電子で送るだけでは、やはり感情といいですか、その気持ちがわからないという点が出てきます。ですから、できるだけお名前と電話番号とを教えていただければ、直接電話で回答した方が、恐らく気持ちがこちらに通じるんじゃないかということをお願いしているわけでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 全く賛成でして、私も手紙や電話の方が好きなんですが、今私が質問しましたのは、Eメールの場合はアドレスだけでもいいのではないかと、もしそうであれば、ホームページ上の「氏名、住所を必ず御記入ください。記入しない場合は回答をしかねます」というのは削るべきではないかと、このことについて御解答願います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） そうなっておりますけれども、先ほど申しましたように、できるだけお気持ち等を伝えたいということで強くこちらが要望しているわけでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 回答がかなり変わってきたと思うんですが、氏名、住所がなくても、アドレスだけで回答すると言われたのはどうなるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） その点は変わっておりません。アドレスだけでも回答はいたしますけれども、先ほど申しましたように、できるだけ私どもの意図を細かく伝えたいということで、できるだけ書いていただきたいということで、そのようにしているわけでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） よくわかりました。ということであれば、ホームページ上に今のお言葉

どおり、氏名、住所がなくてもアドレスあてに回答するけれど、できるだけお書きくださいと、そのとおりに書くべきではないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） そこは意見のとり方だと思いますけれども、私どももちょっと考えたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） もう一度ホームページをお互いによく確認して、今の青木公室長のお返事のとおりであれば、それとホームページ上に書いてあることは違いますので、今の御回答どおりにホームページを改めるべきだと思います。この記録は公表されますので。

それからホームページ上で、例えば県でしたら、「次世代育成支援法に基づく県の計画の策定に入りますので、どうぞEメールで御意見をお寄せください」というようなことが県のホームページには載ります。または、昨日も話が随分出ましたが、「防災マニュアルの作成にかかりますので、その件に関して問い合わせや御意見がありましたらどうぞ」と、これは大抵は何日から何日までの間に受け付けますという期間限定になっていますが、せっかく膨大な金額をかけたITですので、市民の皆様の声をできるだけお聞きすると、もちろん議員の方たちは市民ばかり優先するのかとよくおっしゃっていますので、その点について申し添えますと、もちろん議員の方から聞くのは当然です。それは前提として、今、市民のことだけ問題にしておりますのでそのことを申し上げますが、県のように、ほかの市のように、工事計画などを伴うものについては、パブリックコメントの話が出ましたが、工事計画書とか、非常に細かい予算とか問題になりますので、前の議会で市が答弁なさいましたように、大変面倒だし時期尚早だというのは私もまあまあ納得いたしますが、このことに関しては御意見を聞くだけですので、非常に簡単なもので、そのことについては、今後そのように新たにしていきたいというお考えはないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） まだまだこの瑞穂市のホームページは十分なところまでは行っておりません。これは私どもも認めております。今後も、少しでも住民の皆様方に親しまれるホームページといえますか、わかるホームページを十分心がけていきたい、かように考えております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 前向きな御回答ありがとうございます。昨日も、市長が市のホームページはおもしろくないと議会で発言されました。おもしろくするのは、市民にとっては自分たち

も意見が言える、双方向で市とやりとりができるということがあっておもしろくなるのだと思います。ぜひ、これから新しく検討していきたいというのであれば、平成17年度の4月からではどうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） このEメールだけでなしに、このホームページ全体を順次といいますか、更新といいますか、見やすいもの、親しまれるものにしていきたいという方向性で進んでおりますので、17年度からこのことだけだということではございません。少しずつでもよりより、読みやすいといいますか、見やすいホームページにしていきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 全体を読みやすい、おもしろくするのは大賛成でございます。私が質問申し上げたのは、例えば、次世代育成とか防災マニュアルをつくるとか、そういう計画があったときに、どうぞ御意見をお寄せくださいと。それもです。それだけではありません。それも声を、事前に言って声をお寄せいただくということもやってほしいと。前向きにといいますか、やはり期間を区切らないと、考え中とか前向きにだけでは具体化していきませんので、来年の4月からはぜひそういう方向でいていただきたいと思います。

次に、最後に、広報「みずほ」について御質問いたします。

この広報の第1に編集方針をお伺いしたいのですが、意図は、今は先ほども申し上げましたが、行政は市民との協働型、協力して働く、一緒にまちをつくっていくという方向になっております。この12月議会の初めの市長の所信表明でもこのように書かれています。これは高齢者福祉が主語ですが、高齢者福祉はむしろ社会で生活する地域で活躍される場づくりに方向を転換すべき、高齢者の方々が自分たちの住むまちにこのような貢献をしているのだという誇りを持って生活できるような環境づくりが、瑞穂市を依存型社会から自立型社会へと転換させる大切なポイントであると考えますと、非常に市民の方と一緒にやっていきたいということが少しですが見えると思います。その前には55歳プラス・マイナス2歳、いわゆる団塊の世代が10年後には現在の1.8倍になると。高齢福祉施策にかけるお金を削っていきたいというふうな文脈は続きますが、今は、この方たちの市民的な活動を非常に重要視して、広報の編集が、ここに12月号がありますが、例えば最初のページが善行表彰になっていますが、今はもう善行、よいことをしたから市がこれを褒めたたえる、これをなくせと言っているのではありませんが、これは今までのまちづくりだと思うんですね。今はもう市長さんを初め執行部の方々が願っているように、市民がそれぞれ市民団体で活動している団体と一緒にまちをつくっていくという方向になっていると思うんです。

広報の話にこれをリンクさせますと、社会的活動をしている市民団体の方で、いろんな活動

を広報に載せてほしいというふうに望んだ団体が幾つかあると思うんですが、これはすべて、広報というのは市がやっていることを載せるものなので、載せませんというふうにけているわけですね。これは、これからの時代の市のあり方として非常に後ろ向きではないかと思うわけです。広報というのは市の顔ですので、市の姿勢が如実に出るものと思います。

このように、市民団体からこういうことを載せてほしいということがあったときに、載せないという今までの編集方針をもうちょっと詳しく、どういう編集方針で断っているのか、それから今後、協働型の行政をつくっていくということは、もう市長を初め執行部の方々も当然考えていらっしゃると思いますので、その方向に広報も編集方針を変えていくという姿勢がないかお尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 協働型の広報の編集ということでございますけれども、私どもも一度それも考えてみたいと思っておるのが事実でございます。例えば、美濃加茂市の広報によりますと、いわゆる中学生によります特集のものを載せてみたり、それから犬山市でございますが、公募による編集委員でもって編集をしていくようなことも行って見えます。このようなところから、私どももできるだけ住民の皆さん方の考え等を入れていきたいなという考えは持っております。それをいかにするかというのはこれからの方向性だと思いますけれども、できるだけ住民の方に参加していただける広報にしていきたいなと、かように思っております。

それから、各種団体の方のなかなか載せていただけないという点でございますけれども、私どももできるだけ載せたいわけでございますが、この瑞穂市の中には非常に多くの団体がございます。ですから全部取り上げていると、とても広報の紙面だけではできないだろうと思って、いわゆる大きな団体といいますか、体協、それから文化協会、商工会というようなところで現在載せているのが現状でございますけれども、一つの案としまして、読者のページといいますかね、市民の窓口といいますか、そのようなページを1ページぐらいをとってもいいんじゃないかなあという考えも現在しているわけでございます。そんなものも広報の中に取り入れて、また親しまれる広報づくりにしてまいりたい、かように考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私の趣旨は社会的な活動をしている団体ですね、自立した市民団体という言葉を使われたと思いますが。そういう団体との協働、まちづくり、それは広く考えれば切りがありませんが、そういう団体からこういうことをしたいので載せてほしいとか、呼びかけをしたいので載せてほしいとか、そういうことに対して、それをけてきたわけですから、取り上げるつもりがあるかということをお願いしたわけですが、今のお答えは、例えば今ここでは情報の広場というのがあるからここに載せることも今は許可されないわけですね。で

すから今のお答えのように、市民の広場とか、読者のページというのもおかしいと思うんですけど、市民のページとか、そういう名前にしてぜひ載せていただきたいと思います。お尋ねいたしますが、今、市内にNPO、またはNPOをとっていなくても、社会的な活動をしている団体というのはどれくらい承知していらっしゃるでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 現在、私どもではつかんでおりません。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 私は今まで市の広報に載せてほしいと言って断られた団体を最低三つは知っていますが、例えばコネットとって、子供の自主的なサークルが連携した団体ですね。ここからは、今度の平成15年度の決算にも出ていますように、コミママプラザというもののために 100万円の補助が出ています。コネットは県に申請したわけですが、市を経由して出ていますので、決算にも載っています。

それから、図書館などで読み聞かせをしているボランティアも市から補助を受けていますが、この団体もそうです。

それから、最近の新しいところでは、安心・安全まちづくり、これは県が推奨している団体ですが、これが市内に五つぐらいあると思います。こういう団体では、今回こういう催しをしたいといって市民に知らせたい、それから、例えば安全・安心まちづくりでしたらまだ5団体しかありませんが、朝の登下校を見守りたいとか、牛牧団地では夜回りまで始められましたが、そういうのをもっと自分たちで市内のほかの地区でもやってほしいので呼びかけたいとか、こういう意図で広報に載せてほしいということを伝えても、市がやっていることではないからという理由で断られています。

こういう団体の呼びかけ、別に団体でなくても載せてもいいと思うんですけど、私が今一番申し上げたいのは団体が中心なんですけど、こういうところの活動、呼びかけ、催し物案内を広報に1ページ、半ページ割いて載せるということは、今後、前向きに考えていきたいという、いつになるかわからないお答えではなくて、もう少し具体的にやっていきますというお答えはいただけるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） それにつきましては、やはり年度区切りでひとつ考えていきたいなという気持ちであります。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 年度区切りということですね。はい、ありがとうございます。

この広報の発行経費は、決算予算書の中では 1,600万円かけています。全部市民の皆様の税金ですので、本当に市民の皆様に還元できる広報づくりを目指して一緒に行きたいと思います。

一つ忘れましたが、市のホームページのどこへちょっと戻りますが、ここにそういう団体でリンクを載せてほしいと、リンク先として、そういうのも要望を出したけれど、市の公の関係しか載せませんと断られている団体があります。次世代育成でもその団体は発言しましたら、そこにいる委員の方々が載せるべきじゃないかというふうに言いましたが、まだお答えをいただけていないそうです。これから先、ホームページに市民団体のリンク先を載せるということは考えるでしょうか。お願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） リンクにつきましては、これからのホームページの作成と相まって考えてまいりたいと思います。

5番（熊谷祐子君） 以上で終わります。

議長（土屋勝義君） これで一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。なお、午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午後1時03分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第62号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第3、議案第62号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第63号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第63号西濃環境整備組合同規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第64号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第64号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第65号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第6、議案第65号証明書の交付等の事務委託に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第66号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第7、議案第66号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第67号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第8、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第68号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第9、議案第68号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 質問させていただきます。

これなんですけれども、瑞穂市において本当に長寿でお元気に過ごしてみえる方に褒賞金ということでお出しするわけなんですけれども、これを88歳の方を3万円から5万円にするということの意義と、それと年齢におきまして90歳、95歳を廃止して99歳に変更するということの具体的な説明を、よろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今回の長寿者褒賞条例の改正でございますが、将来の高齢化社会を見据えた上で、今回、90歳、95歳を廃止して、節目の88歳の米寿の方をお祝いすると。2万円上げた根拠でございますが、88歳、世間で言われておる米寿のお祝いということで、ささやかではございますが2万円を増額させていただいたということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今の説明でわかったようなわからんような気もするんですけれども、99歳は現行どおり100万ということでしょうか。だとするんであれば、88歳、米寿の方を2万円上げて、99歳の方はそのまま100万、折のいい金額と言えは折のいい金額なんですけれども、そこら辺の考え方と、それと今、民生費等の市費に対する割合が大分過多になっておるということを言われておる中で、米寿の方、本当にお元気で御健勝であられることのささやかなお祝いという言い方はよくわかるんですけれども、たかだか2万円ということかもしれませんけれども、上げることが本当に適正なんでしょうか。再度重ねてお伺いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 白寿、99歳については現行の100万円ということでございます。市長が以前言われましたように、敬老祝い金は総トータルで限度額が1,000万円、それで、将来、この米寿とか白寿の方の人数が多くなってくると、100万円も減額しなければならないような時代が来るかと思いますが、現行では据え置きの100万円ということにさせていただいております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 14番 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今の篠田議員もおっしゃったんですが、88歳は3万円から5万円、90歳は5万円、95歳は10万円、これを削除という提案なんですが、合併の調整の項で、3町のとときもそうだし、2町のとときも同じことで引きずっておるわけですが、これでどのくらいの経費が浮くのかを含めると同時に、きのうも言いましたように、いろんな面で裕福なまちでありながら、どうしてこんなものを削っていくのかと。まだ決まってどれだけになっているんですか。消防等、いろんなまだ解決してない大きいこともあるんですが、それにかかわらず調整の方針で決めたやつを、条例になったものをすぐ変えていくということ自体の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まず1点目の、どれくらいの減額になるかということでの御質問にお答えしたいと思います。

平成16年度と17年度、同ベースでいきますと、平成17年度につきましては1,308万円、16年度よりも440万円の増になります。提案させていただいておる条例改正でいきますと、16年度よりは87万円の減額でございます。

それから、16年度と17年度ベースで積算した場合、どれくらい減額かということ、353万円の減額ということになるかと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 関連するんですが、この前、9月だったと思いますが、多くの方から敬老会についてのいろんな御意見があったと思いますが、なぜここ敬老会だとか老人、長年いろんな面で、市長もいろんなときに、皆さんのおかげでこうして瑞穂市もよくなってきたんだと、老人クラブの大会だとか、そんなときにもよく来賓としてお言葉をいただいておりますが、余りにも合併したばかりにどんどん老人のことを二つも削っていく。市民感情とし

て、相当批判が出ると思うんです。そういう点では、付託された場合の委員会においても十分このことも検討していただいて、でき得れば、これは私としては反対すべきだと思いますが、その意見を述べるところじゃありませんけど、十分慎重にやっていただきたいと思います。

敬老会についても、この間、皆さんから出ましたように、前年度予算を下回らないように各小・中校別でということで、御承知のように合併協のあれは決まっているわけです。それにもかかわらず、もうやられた。今度メジロ押しに、またこれがあるということについては、本当に市民感情を逆なでするんじゃないかと、そういう私の意見です。よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 2点、質問をお願いします。

1点は、以前は節目の年の77歳から始まっていた時期があるとお聞きしましたが、これが77歳が削られるようになった時期とその理由をお尋ねいたします。

もう一つは、15年度の決算によりますと1,290万円の出費になっています。平成17年度には1,308万円になるということですが、本当にわずかな増額にすぎないのに、なぜ1,000万円の範囲にするのでしょうか。というのは、高齢者人口はふえていくわけですよね。そうすると、同額が減らすというのがおかしいんであって、同じ幅でふやさなくても、幾らかはふえていくのが当然じゃないかと思うんですが、早々と削る方向に出るのはなぜなのでしょう。

以上、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 節目の喜寿の廃止については、合併協のとき協議されて、喜寿のお祝いはなくなったのではないかと……。

〔発言する者あり〕

市民部長（松尾治幸君） 前からですか、ごめんなさい。合併の前から喜寿はなくなっていたということでございます。

それから、15年度の決算で1,290万から17年度は1,308万ということですが、15年度は旧町のそれぞれの褒賞の対象で合算してお支払いしたということで、人数も多くなっていたかと思うんですが。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） ちょっとお尋ねしたことに対して返事がなかったと思うんですが、77歳が廃止になった理由と、高齢者人口がふえていくのに定額を決める、または減らす、ふやさな

いで減らす理由は何かと、この2点です。お願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 喜寿のお祝いの廃止理由ということですが、廃止の時点で担当しておりませんでしたのでちょっと不確かですが、今の高齢化の中で77歳というのはまだ高齢ではない、非常に元気な方という意味合いがあるのではないのかなあということをおもいます。

それから、もう1点は何でしたかね。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 高齢者人口がふえていくにもかかわらず、同じように上げるということは思いませんけれども、減らしていくとか、定額に早々としてしまう理由。普通だったら、その対象者がふえれば、同じ勾配ではないにしても幾らかはふえるのが当然ですよ。それを早々と定額にすると減らす理由は何ですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 将来の高齢化に非常に大きく影響してきますので、節目のお祝いにしたということです。対象者が非常に多くなるということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、熊谷君。

5番（熊谷祐子君） これは長者褒賞条例と、褒めて遣わすみたいな褒賞という字ですが、よく長生きしたねという御褒美の意味だと思うんですが、現在、長生きの意味が変わってきていますね。よく長生きしたねじゃなくて、高齢者人口もふえるわけですから。例えば、77歳ぐらいから励ましという意味で、前回も私申し上げましたが、99歳で100万じゃなくて、もうちょっと77歳とか、早い段階から薄く広くという条例改正の考えというのはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） お祝いの中身ですが、いろんな考え方があるかと思えます。薄く広くとか、いろいろあるかと思えますが、現時点では米寿と白寿の2種類ということで提案させていただいておるわけでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 6番 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 市長さんは子供は宝だと、老人は今までこの瑞穂市、穂積町・巢南町を支えてきた、この郷土をつくってくれた方だということでございます。したがって、今回の

改正が出てきたわけですが、先日、地元でこういう話が市側から提案されていますよと言いましたら、ええ、88から99まで何にもないんですかと、こういうお話がありました。先ほどより松尾部長さんの方からお話がありましたが、この説明のときには、88歳が76名、90歳が60名、95歳が14名、99歳が2名という話でした。したがって、これを計算しますと800何万になるんですが、これが来年になると1,300万というのは、私の間違いかわかりませんが、根拠を教えてくださいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 17年度の該当者年齢が変わってきます。金額は一緒ですが、16年度と同じベースで支給した場合、17年度の対象者が変わってきますので、440万円ほど増額ということになります。

〔発言する者あり〕

市民部長（松尾治幸君） 17年度の私の方で今見込んでおりますのが、88歳が91人、90歳が61人、95歳が23人、99歳が5人ということで、合わせて180名です。平成16年度は、合計152名です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 数字を言っていましたのでわかりましたが、この90歳と95歳をまるきりゼロにするという考え方、この根拠ですね。要は、総額的にお金を減らしたいために削ってあるのか、なぜ90、95歳をゼロに削ったか、この意味です。

議長（土屋勝義君） 市民部長。

市民部長（松尾治幸君） なぜ88と99にしたかということですが、先ほども言いましたように、88は米寿ということになります。それから99歳は白寿と、いずれも社会的には大きな節目であるということで、この2段階にさせていただいたということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） この瑞穂市はこういった制度があるということで、よその市町村は非常に注目しておるわけですよ。99歳で100万円もらえると、これはどこにもありません。すばらしいなあと思います。したがって、88歳の米寿はもちろんですが、90歳、95歳の5万円とか10万円、もう少し少なくても、例えば二、三万円でもよろしいですが、そういった御検討はないでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その辺のことも一応内部では検討させていただきましたが、先ほど言いましたように大きな節目ということで、88と99という2段階にさせていただいたというこ

とでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 民生部長にですけれども、81歳から87歳まで対象者の人数ですが、わかりましたらお願いします。わからなければ、また後で結構です。お願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今ここに該当年齢の人数、ちょっと掌握しかねておりますので、後から御報告させていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） いろいろな考え方があろうかと思えます。いずれにしましても、75歳以上のすべての皆さんを1年に1遍、敬老会という形で何らかのお祝いをしてあげる、これですべての皆さんに関係するわけですけれども、実は日本人の平均寿命、男性は78歳になったんですか、女の方は85歳、こういう本当に世界一の長寿国になっております。

そんな中で、自分の母親が一昨年亡くなったわけですけれども、94歳でございました。おかげさまで、入院したりとかいろんなこともなく生かしていただいた。けれども、医者には時々かかっておりました。ありがたいことに、医療費も無料で社会が見てくれるということで、私は母親に言っておったわけでございますけれども、こうやって生きていかせてもらえるということは、社会に大きな世話になっておるんだよということを母親に話をしながら、母親もありがたいなという気持ちを持っておったわけでありませう。

そんなところから、一つの大きな節目でございます88の米寿、これを過ぎれば、本当の話が、1年に1遍敬老会とか何らかの形で、自治会でやるなり、市でやるなりの形でこれまでのようなあれがあれば、90歳と95歳をなくしても、社会にいろんな面でお世話になっておる、そういう気持ちを持たなくてはいけないということを自分の母親で感じたわけでございます。

そんなところで今回のこういう案が出ておりますけれども、やはりどんどんふえてまいります。私は少子の方にももっとということを考えますと、1年に1遍、敬老会を自治会でやるんだったら、それなりに全員に行き届くように。この前も自治会長会でも申し上げましたが、どの町村でも2,500円から3,000円使っております。そういったあれがすべての人に行き届けば、こういった節目の88歳だけでいいと。そのように、私は一昨年94で亡くした母親と話をしていた中でも、生かしてもらって、社会に医療費やなんかでお世話になっておると、こういう気持ちでいいんじゃないかということを感じました。

自分の考えから申し上げたわけでございますけれども、こういうこともこれからは考えていかななくてはいけないんじゃないか。といいますと、88歳の大きな節目ということでございますので、私は上げることもよりのままでいいなと。そのかわり、70何歳からの敬老会は、すべての人に関係しますから、これだけは3,000円出しても、2,800人おっても八百何十万で済むわけでございますので、そういうふうにしてすべての人に行き届く、節目に1遍、敬老感謝の意をあらわすというふうにしたらどうかと、こういうことを思って発言をさせていただきました。

そういうところで、この上げることもあれだなということを感じております。だけれども、こういうあれが出ております。これは委員会で十分御審議をいただきたい。以上です。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 先ほどの若園議員さんの御指摘の80から87歳の人口、今、資料を見せていただきましたので御報告させていただきます。

平成16年10月29日現在ですが、80歳が188名、81が159名、82が137、83が128、84が117、85が95、86が82、87が93ということになっております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第69号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第69号平成15年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） お伺いしたいことは1点ございまして、監査委員の出しました意見書の中の6ページでございますけれども、平成14年度、それから平成15年度の両方につきまして自主財源の割合が載せられております。単純な比較ということではできないということはわかりますけれども、自主財源の比率が平成14年度64%、平成15年度が55.9%というふうに、その割合を減少させておるわけでありませう。

それから、昨日の一般質問の中でもございましたけれども、広瀬捨男議員の質問に対して市長がお答えになったものですが、今後、交付税が年4億円の幅で減少していくという、これは予測と言った方がいいのかもしれませんが、あるというお答えでした。そういったことを考え

たときに、17年度以降、税率を上げることなく市の自主財源の割合をふやしていくというような、そういった方策について執行部の内部で検討はされているのかどうかということ、ちょっとまずお尋ねをしたいということであります。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でありますけれども、平成17年度以降の自主財源の動向はということでございますけれども、先般の谷垣財務大臣の言葉の中にもございましたように、平成17年度以降、交付税をさらに 7.8兆円減額すべきだという発言がなされております。これを算定いたしますと、平成17年度で4億 1,300万円の減、そして平成17年度も同額ということで、瑞穂市の財政に大きな衝撃を与えるといえますか、減額が見込まれるというような、これはあくまでも谷垣財務大臣の交付税に対する発言に対しての御意見を申し上げたということでございます。よって、この自主財源の確保といったことについては、非常に大きな懸念がされるというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 今のお答えから察するに、具体的な案についてはまだ御検討されていないというような感じも受けますが、交付税の仕組みは、私もちょっと勉強いたしましたところ、自主財源がふえれば、いわゆる一般企業で言えば、黒字がふえればふえるほど減らされるという、自治体にとっては大変やりにくい制度だということがわかりましたんですが、あと交付税の減については、もう一つ、意見書の方からいきますと、これも単純比較はできないところでありますけれども、財政力指数が0.7の前半から、平成15年度については0.8まで上昇していると。そこで示されている数字は、基準財政需要額もあわせてだんだんと減らされていく。そうすると、これは数字の関係でありまして、分子が同じでも分母が減れば割合が上がるということで、ますます交付税のあれは厳しくなるということは数字を見ても明らかなんですが、であるからこそ、いわゆる市として自主財源を何とか確保する手段を講じるべきではないかなということ、そういった方策を考えていらっしゃるのかということ、質問をしたわけでありませぬ。

それからあと、これは全く稚拙な質問で申しわけございませんけれども、今回のこの決算書を見ておりまして、意見書の49ページ、財産に関する調書というところ、なぜそうなったかということだけお答えをいただければありがたいんですが、有価証券の数が4,133株ありますという報告がありました。配当金が1万円ということだったんですけれども、一体これはどういう種類の株式に投資をすれば、そういう1万円というものになるのか。業種とか、あと個別の企業名は結構でございますので、わかりやすく御説明いただければありがたいと思います。

議長（土屋勝義君） 河合収入役。

収入役（河合和義君） まず 4,133株の内訳でございますけれども、樽見鉄道株式会社を30株、岐阜県名産販売株式会社を20株、それから東海旅客鉄道株式会社を2株、名古屋鉄道株式会社を2,000株、近畿日本鉄道株式会社を2,060株、岐阜エフエム放送株式会社を21株でございます。そのうちの配当がございますのは東海旅客鉄道株式会社のみ、2株の配当でございます。以下は無配ということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 決算の13ページの市民税の滞納分でございますけれども、現年度分のトータルは7,281万2,000円に対して滞納繰越分が1億9,200万円ということで、これの5年間の累計、すべての滞納は現在どのくらいあるか教えてください。

議長（土屋勝義君） 若園君に申し上げます。もう一度質問を願います、受け取りにくいようですので。

3番（若園五朗君） 一般決算の市民税の、13ページですが、滞納分の当該年度のトータルは7,281万2,000円、滞納繰越分が1億4,222万8,000円あると思うんですが、5年間のこの市民税の滞納総額は幾らあるか教えてください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 市民税の個人の滞納繰越分ということでしょうか。この滞納繰越分の予算額が2,284万9,000円という数字が上がっておりますが、これの調定額が1億3,889万4,000円ということで、今現在幾ら残っておるかということでしょうか。

議長（土屋勝義君） もう一度質問願います。

3番（若園五朗君） それじゃあ、一般会計の滞納のことについてお伺いしますが、当該年度、要するに15年度の1年間の滞納分は幾らか。そして、滞納繰越分5年間の累計、今現在どのくらい滞納があるか、その金額を教えてください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今の御質問でございますけれども、トータルでございますけれども、調定額が予算で1億3,889万4,727円というのが個人の累計でございます。これのうち、決算では2,841万5,764円というのが収入済額でございます。収入未済額で現在残っているのが1億21万8,512円という数字でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） その調定額とか収入済額、収入未済額の見方についてはわかるんですが、その滞納額、要するに一般会計の税に関する滞納の1年間は、平成15年度は幾らであ

ったか、その5年間の滞納分が累計でどれだけあるかということをお尋ねしておるんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 13ページの収入未済額1億21万8,000円という数字が御指摘の数字だと思います。これが累計です。この現年課税分の収入未済額2,829万6,000円をプラスした額がトータルの滞納額ということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 滞納繰越分という欄でございますが、これは5年間の分ですか。その見方はそうですか。例えば、市民税の現年課税分と滞納繰越分があるんですが、滞納繰越分というのは1年間の分か、5年間の累計ですか、どちらですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 累計ですので、5年間ということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 市民税が1年間では7,200万円の滞納があるかと思えます。5年間の累計につきましては1億9,222万8,600円あると思えますが、非常に多くの滞納額がありますので、その税に対する徴収の仕方についてお尋ねします。今、こういうような多くの金額の滞納があるんですが、その滞納の整理の仕方について、どのような運用をしてみえるかお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいま税務課におきまして徴収係という係を別途設けまして、そしてこの滞納の徴収率を少しでも上げていくということで、鋭意努力をさせていただいております。

その状況でございますけれども、資料の歳入歳出決算の事業報告書というのをお手元の方に配付させていただいております。監査委員さんからの資料じゃなしに、事務局の方から詳細について配付させていただきました資料の7ページに市民税の徴収率が94.1%、そして固定については95.6というふうに、それぞれこの徴収率について掲げさせていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 都市整備部長にお伺いしたいんですけれども、決算報告書の中の46ページに道路改良の測量業務委託料というのがございます。この金額を見ても600万とか200万とか300万とか、いろいろ出ているんですけれども、その発注について随契か、その辺の発注の

仕方について、どのようにやってみえるかお伺いしたいんですけど。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 委託料でございますが、これは用地買収のときの登記の測量ですので、委託で随意契約でやっております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園君。

3番（若園五朗君） 委託料の随契ということにつきましては、事務方が単独で任意で契約できるわけでございますけれども、今後、ある程度見積もりをとって、その基準をつくりながら、なるべくお値打ちというか、とにかく1件30万とか50万という発注の仕方じゃなくて、二、三社なり、一つのルールをつくって値打ちに発注をお願いしたいと思います。要望ですけれども、お願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 私は監査委員の方から出ております意見書をもとに質問させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

款3の民生費の27ページに、きのうも一般質問のときにしたのに関連した質問になるんですけども、社会福祉法人淡墨会特別養護老人ホーム建設補助金 2,300万円のお金が出ておるんですけども、これにかかわりまして、どのような経緯で補助金を出されたか御説明願えればありがたいですが、よろしくお願いいいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 2,365万 4,000円は、旧本巢郡の町村会の中で社会福祉法人淡墨会の方から養護老人ホームの建設補助金ということで、本巢郡の構成団体の方で要請がされ、町村会の中で決定をされまして、それを受けて補助金を出したということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 回答をありがとうございました。であるとするのであれば、きのうも申し上げたことをくどく申し上げて申しわけないんですけども、市民の皆さんに、淡墨会に対してこのように補助金等を出してあるので、ぜひとも何かあったときには、旧郡内の会でありまして、また経営者の方も瑞穂市在住の方でありますので、優先的に入れてくださいというようなことを積極的に市の方としてPRはできないもんでしょうか、お伺いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 優先的に入れるというのはなかなか難しいかと思いますが、それな

りに建設補助金を受けておる、法人の方ではそれなりの配慮というか、例えば建設補助金を出していない市町村から受け入れるよりも、建設補助金を出していただいております構成市町村から、気持ち的にはそういう配慮がなされるのではないのかなということは推察します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。そのように推察していただければ、市民に対しましても2,300万のお金を出した意味も理解されようかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に31ページ、6款の農林水産費の中ですが、ふれあいフェスタ補助金620万円とあるんですけれども、これは過去、巢南町との経緯がよくわからんもんで、ややもすると間違った発言になるかもしれませんけれども、ふれあいフェスタは商工会が主催じゃなかったかと思っておりますけれども、これであるとすれば、隣の32ページ、第7款の商工費の方に本来行くべきものじゃないんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） これは商工会が主催でやっていますので、そこへ補助金として出しているものでございます。

〔発言する者あり〕

都市整備部長（水野年彦君） 整理方法は、ちょっと私の方は……。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 私の方からちょっとお答えします。

もともとは地元の産業を復活させようということで産業祭、例えばカキであるとか花であるとかというような農業的な生産物のフェスタにして地元の振興を図っていこうという目的から、もともと「産業フェスタ」という名前もついておりましたくらいですので、基本的には産業を振興していこうという立場で、農業費という出し方で出しているというふうに御理解いただきたいと思っております。たまたま受けていただく方が、商工会が主体になっていただいておりますということであると。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 差引残高がおよそ12億4,000万円ということですが、これは実質収支のところと同じ額になっているわけですが、監査の冊子を見ますと、繰り入れと繰り出しを精算すると、差引残額はおよそ19億5,000万円となっています。そして、決算書の方の積立金というのが39ページにあります。ここを見ると16億4,400万円の積立金となっていますが、つま

り市が実際に使わなかったお金というのは、合わせた26億円ということになるのでしょうか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） いま一度の質問を願います。

5番（熊谷祐子君） 一般会計の歳入歳出の差し引きは12億 3,700万、およそ12億 4,000万と。ところが会計監査を見ますと、これは3ページと、60、61ページにも出ていますが、繰り入れ、繰り出しがあるので、これを精算すると19億 4,952万円、差引残額はおよそ19億 5,000万円になるというのが載っています。それから、決算書の39ページに積立金が16億 4,400万円と入っていますが、つまり素人考えで考えますと、市が実際に使わず残したお金というのは、これを合わせた26億円ということになるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 最後の26億円になるという御指摘のところだけ、もう一回ページをお願いします。

5番（熊谷祐子君） ページは、これ私が足したわけですね。

総務部長（関谷 巖君） 61ページの19億 4,900万円の数字と、そして今の12億 3,700万円の歳計剰余金の話と、もう1点、26億というふうに言われましたが……。

5番（熊谷祐子君） 積立金というのが決算書の39ページの真ん中辺に入っていますね、16億 4,400万円。

総務部長（関谷 巖君） 今の決算書の39ページにつきましては、決算の中で16億 4,400万を前年度の歳計剰余金の中から積み立てたということになります。これと前のあれと一緒にしていただくとちょっとこんがらがりますのであれですけど、この決算の歳計剰余金12億 3,700万円といいいますは、合併以前から引き継いだものと、そして平成15年度の決算の歳計剰余金ということですが、ここの61ページの差引残高が19億 4,900万円あるといいいますのは、ここに書いてございますように、国保とか老保、下水、農集とか、下水のコミ・プラですけれども、それぞれ繰り出しをいたしておりますので、この繰出金がプラスされておるということであります。

これは歳計剰余金の中には、繰り出しした分は特別会計へ繰り出ししておりますので、それは12億 3,000万の中には含まれてこないということです。この繰出分を含めるとこの金額になるということです。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうすると、積立金の16億というのも実際には残っているお金ですよ、そういうことですね。本年度残したお金というか……。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 残したお金ということよりも、これで決算の中で金額を積み立てたという解釈で、残っておるということになると、意味がまた異なってくると思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 歳出になるということはもちろんわかりますが、計算上は。使わなかったということですね、実際は。わかりました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 前にいただきました歳入歳出決算書の34ページから 107ページまでずっと一つずつ点検していきますと、いわゆる委託料の項目、どこにもあるんですね。それで、例えば 3,200万円というような委託料ですとか、小さいところでいけば6万 2,000円とか、委託料という項目が非常に多いもので、これは執行部の方をお願いしたいんですが、この委託料を払われたところ、幾ら払われたかという明細を議会の終わります24日までに全部出してください。よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） わかりました。それなら、決算ですので出させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） あまり深く考えていただかなくても結構です。いわゆるどこへ、どういう内容で、どういうふうにお支払いになったかと、それだけわかればいいんです。そうすれば、これは役所の方でもできるなど、できないなど、そういう判断もそれによって全部できるはずですので、ただそれだけを要求しておるだけですので、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 9番 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 私は、決算事業報告書の40ページの生ごみ処理容器購入費のことについて、ちょっとお尋ねします。

5年ぐらいになるうかと思うんですけどね、この補助が始まってから。今まで延べ何個ぐらい出たかということと、それからその追跡調査というんですかね、多分やっていたらいいと思うんですけど、使われているかどうかということ。と申しますのは、私、5年ぐらい前に、私が使っていたときは補助がなかったもんですから実費で買ったんですけど、実は堆肥型のを使っていて、回る羽根が壊れて何回も何回も修理してもらったんですけど壊れてしま

って、あげくの果てにそのやっている会社がつぶれてしまって、もう何ともならんのですよ。そんなようなこともありまして、その辺の追跡調査というんですか、現在使っていますかとか、そんなようなことを、これからでも結構ですので、補助金を出すときにその方の連絡先とかわかると思いますので、全件というのは無理でしょうけれども、ちょっとやっていただいて、その辺で補助が本当に役立っているということであれば続けていただきたいし、全然役に立っていないということであれば見直すということも大事だと思いますので、ひとつその辺をお願いしたいと思うんです。

もう一つ、ちなみに、普通の生ごみの日に出す1人当たりの金額は、たしか前に聞いたようなことがあるんですが、1人当たりというのが出ましたら、ちょっと教えていただきたい。今じゃなくてもよろしいですけど、その2点ですね。今までのトータルで出た件数と、それから1人当たりの処理に係る費用ですね。その2点を、もしわかれば今教えていただければと思います。それから、追跡調査などをして今後の補助の見直しをすとか、それともまた、その生ごみ処理機の補助を使うことによって通常のごみが減っているという状況であればそれをもう少し、今インターネットであるとか、いろんなことでちょっと下火になっていると思うんですよ、全体的に「生ごみ処理」という言葉自体が。ですから、本当に利用価値があって効果が出ているのであれば、もっともっと再度宣伝をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 生ごみ処理機の今まで助成制度が始まって以来の個数というのは、資料は後から、1人当たりの生ごみ処理費の関係も、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 決算書ですから、これは決算というのは使ったやつを反省し、今後どう生かしていくかということが必要だと思うんですね。そういう点では監査委員の意見書というのは、いろいろ指摘事項がございます。そういう点では、執行部が監査委員の意見に対してどう考えるかということも、私はこの事業報告の中では書いていく必要があるんじゃないかなということがあります。

それが一つと、それから執行段階で自分自身が仕事を1年間やってどうだったのかと、反省すべき点はないかと、よかったことはよかったということを総括するというのが決算だと思うんですね。そういう点では、この事業報告書にもそういう執行部としての見解も載せていくということが必要だと思うんです。今回はそういうことで提案されておりますが、今後、そうい

う方向でやっていかれるつもりがあるのかどうか、市長の見解を受けたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話のように、決算でやってきた事業がどうであったかということは十分にチェックをしていかなければ、次の事業展開に大きく影響する事項ですので当然だと思います。

ただ、今御指摘のように、そのあたりを総括したというか、まとめた形で報告書として提出するかどうかというのが今のお尋ねの問題じゃないかと思えますけれども、このあたり私どもも、決算の結果を十分に内容を検討するに至らない段階で議案を提出させていただいているということで、十分に詳細なところまで検討する時間的余裕を持っておりませんので、今度の決算でも何をやったということだけの事業報告になっております。その点、また私どもとしても、この事業報告書の報告の仕方につきまして一遍よく考えて、そのあたりの考え方についても表現できるような方法も検討していきたいと、このように思います。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひひとつ今後そういう方向で検討を、よろしく願いいたします。

それで質問に入りますが、監査委員の意見書の一番最後の66ページに、節別の歳出の集計がずうっとしてございます。その中で、先ほど出ました積立金というのは16億余ございまして、総額の比率が11.62%ということで、非常に比率が示しておるといのが一つはっきりしてきております。

それからもう一つは、意見書の中で62ページを見てみますと、歳入の関係で市債が27億、収入として見込んでございます。それからもう一つ、66ページへ行きますと、償還金・利子の返還が9億8,000万ございましてね。これを合わせますと、市債で27億借りて、支出の方では元金と利子を払って、さらに積立金を16億積んで27億ぐらいで、大体とんとんですね。そうすると、高い利子を払って、積立金というのはほとんど利子が安いすわね。商売から言うと、こういうことは全然成り立たんじゃないんですか。こういう財政の運用についてはいいのかどうか、疑問を持っておるんですね。そういう点で、これは積立金で16億、何に積み立てられたのかなあと思っずうっと見たんですが、とんと出てこんのです。この積立金は15年度でどういう基金へ積み立てられたかという、積立金の積立金額をちょっと教えてほしいと思うんですけれども、今わかりますでしょうか。わからなんなら、また後でも資料を出してください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 決算事業報告書の23ページをごらんください。この基金積立金というところでございますが、財調で5億58万6,000円とか、それから重立ったもので公共施設整備基金の積立金ということで11億4,262万3,000円で、このトータル合わせますと16億4,411

万 1,000円になります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 積立金の集計の細目はわかりました。

もう一つ、市長に何うが、こういう財政運用について許可された。そのことについてはどんなような見解を持ってみえるか、お尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 基本的に私は、実に巧妙な運用をしていると自負しておるつもりでございます。なぜかと申し上げますと、今の市債で16億出している中で臨時財政対策債が14億ぐらいいあると思います。これは生津のふれあい広場にいたしました土地が、旧穂積町で単独で、要するに自主財源で購入して起債で残っておったものでございまして、これを交付税で7割見てくれる臨時財政対策債に切りかえることによって償還に必要な自主財源のウエートを下げていくというふうになりました。単純にこれが将来、交付税の問題も変わりますし、それからうちの財政力の関係で交付税の計算も変わってまいりますので単純には言えないんですけども、これを全額交付税算入の、臨時財政対策債の負担ということでも全く同じことで、ベースで考えれば約10億の自主財源がここに生まれているというふうに考えておりますので、このあたりはそれなりの効果があるんじゃないかというふうに判断をしております。

それからもう1点は、基金への積み立てが非常に大きいじゃないかというお話でございますけれども、財政調整基金への積み立ては、御存じのように繰越剰余金の50%は積みという一つの基準がございますので、この5億についてはおわかりいただけるかと思えます。

それと同時に、合併する以前の巢南町ではいろんな施設の整備をする基金を、それぞれ目的別に詳細に分割して計上しておられました。その基金を効率よく使えるようにということで、公共施設整備基金へ一括してまとめるという作業をしております。ですから、歳入の方でその基金の取り崩しを計上しておいて、この歳出の方で基金への積み立てを計上しておるという形で、結局、ダブル計上みたいな形、単なる勘定科目の振りかえだけという操作がこの中にあらわれておりますので、御指摘のような大きな数字が出ているということでございまして、実質的には借金をしながら基金を積んでいるという形の運用ではありませんので、その辺はひとつ御理解をいただいております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 10番 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 決算事業報告書の58ページでございますが、生涯学習振興費 3,926万9,000円の中で地域振興組織補助金というふうに書いてあるんですが、生津、本田、穂積、牛

牧と。巢南のことについては知っておるんですが、この生津、本田、穂積という、どんなような行事をやっておるのが、ちょっとお聞きしたいと思いますが、ちょっと浮かんでおることだけしゃべってください。

議長（土屋勝義君） 今、資料は持ち合わせておるということで調べております。しばらくお待ちください。

なお、河合収入役の方から前質問に対しての補足をするということでございますので、しばらくお聞きいただきたいと思います。

収入役（河合和義君） 先ほどの積立金の中で一つだけ御理解をいただきたいと思いますのは、先ほど市長が申しあげましたように、一部巢南町の方の基金を公共施設整備基金へ積み立てをしているんですね、これが重なり合っておりますので、丸々の11億ではないということを御理解いただきたいと思います。

その中にありまして、南部まちづくり基金というのが巢南町にございました。最終、これを公共へ持ってきまして 8,705万 1,000円、それから東海道線巢南駅建設基金というのが最終 2億 5,023万 1,000円、市立図書館建設基金、最終、途中事業に充てましたが、残りの 5,804万 9,000円、地域づくり基金の 4,650万円が公共へ積み上がっておりますので、これは組み替えますの重複になっておりますので、その分だけ引いたものが実質積み上げということになります。御理解をいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 小川議員の質問に対して今井教育長の方に回答願います。

教育長（今井恭博君） ことし全部の校区活動をやらせていただきましたので、生津、体育祭、バレーボール大会、軽スポーツ事業、ウオーク事業、夏祭り事業、しめ縄づくり、生き生きスポーツフェスティバル、生き生きフェスティバル、軽スポーツ広場、夏祭り、クリーン活動。穂積小学校区、わくわく運動会、桜ウオーク事業、汽車祭り、わくわく映画会、わくわく広場、クリーン作戦、美術館めぐり。牛牧小学校区、ボーリング大会、軽スポーツ事業、レンゲメッセ、夏祭り、リバーサイド事業、清掃活動、地域クリーンデー、社会見学。巢南校区は去年初めてでございますので、スポーツ事業各地区助成金、これ21自治会、ボランティア活動、一応平成15年度実績の事業でございます。以上です。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） できれば、その資料をコピーして私にいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この資料をこのままですか。相当私、知りたいことがたくさん名前を入れておりますので、考えさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 私は細かいことでなく、交付税の関係で市長にちょっと伺いたいのは、合併の特例の中、合併した場合は、これまでの交付税を10年間減額をしないという合併特例というのがあったわけですが、これ大きく減額されたというあれでありますし、まだ減額と言われております。合併したところとしていないところの格差が本当に出ているのか、このことについて県なり国へ強く意見を述べられたかどうか。

私の知っておる限りでは、合併したら10年間は保証するという事で特例になって合併を進めてきたつもりでございます。そんな中、どんどん交付税が減るということは、そういう中でも財政力のアップ、いわゆるこのまちにおきましては、今決算の審議でございますけれども、財政需要額、事業が収入に対して需要額が少ないということで、どんどん財政力がアップしておるわけですね。ですから、もう少し事業を取り組まんと、どんどんとなってくるんじゃないかと思えます。それで、交付税がどんどん減らされていくと。その前に合併の特例のあれはどうなっておるか。これはそういうあれで合併をやったわけありますから、県なり国の総務省にどういう要望をされておるか。これは本当に真剣になって、どういうふうだったのかと。合併したところが寄って、こういうことを大きく取り上げてしっかりとやってもらわないかというのが私のあれでございます。

そして細かい中身で言いますが、いろいろ不用額とかで繰り越しになっております。特に建設関係の都市整備の方で申し上げておきたいと思っておりますけれども、まだこの瑞穂市内、本当の話が市道が旧来のタール舗装とか軽舗装でたくさんやってある。郡内のいろんな道路を走らせても、財政力が岐阜県で一番いい、中身も一番いい瑞穂市が、その点についてはおくれておるところがたくさんある。これを残さずに計画的に、やはり箇所づけをしてしっかりとやってもらいたい。本当の話が道路の面では、下穂積関係だとかいろんなところ、十九条の関係でも、毎日の生活の中で、こんなもん繰り越ししなくて計画的に箇所づけをして、予算を組むときに絶対に、箇所づけだって目的を1年間にこれだけやるぞとやってやり通す、そういうやり方やってもらいたい。新年度の予算には、絶対そういう形でやってもらいたい。この決算の内容を見まして、そういったことをつくづく思いますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

そして市長にお願いをしていきたい。これだけの百何十億の決算でございます。こういう総括もいいわけでございますが、やはりこれも委員会なり何なりに付託をして、よそはやっておるわけですから、やれんことはないわけでございますので、ぜひともそういう形をとって、しっかりと議会といろいろしてやっていただきたい。この総括で細かい問題の数字の話とか、総

括では大きなあれにしまして、委員会でしっかりとできるような形をとってもらいたいなとつくづく思います。とても細かくやっておったら、私、いろいろ上げたら、一人で一日でもやりたいくらいございますけれども、それは言いません。大きな問題で、今交付税の問題、合併の特例の中で、合併したところと合併しなかったところの格差、当然あって当たり前です。同じような削減だったらおかしいんです。だから、これがそのようにされておるかということと県と総務省にしっかりと問い合わせさせていただいて、どうなっておるかということを知りたいと思います。

また、財政力のアップ、これにおきましては事業が少ないわけでありますから、積み立てもいいわけですがけれども、言いました公園、防災に関係するものを考えたらあるんですから、やはり市民が潤うように使って、20年、30年先にそういった緑が残り、このまちが本当に潤いのある、そういうふうになるようにぜひとも考えていただいて、住むだけでなく、こういうまちづくりは短期にできるわけがございます。長期に考えてそういうところにも投資をしてやっていただくということも考えていただきたいと思うわけで、そういうのをぜひとも新年度の予算に出していただきたいなということを思っております。積み立てがあるわけですから、そういうのをぜひとも使って新年度予算に生かしていただきたい。そういう要望をして、私の質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の堀議員の御質問でございますけれども、合併して財政的にどのような影響を受けたかという御指摘じゃないだろうかと思います。

まず、合併をすることによりまして、合併に関連しての特別の補助金と申しますか、交付金という形で国から3億、それから県から5億という形でいただいております。これは15年と16年の2年で全部使っていくという計画でしております。このお金はどこへ使ったかといいますが、主なるものとしましては下犀川橋、JRの鉄道のすぐ北側に横屋とつなぐ犀川を渡る橋がございます。あの橋のかけかえということで、あれが瑞穂市の負担になるお金が約20億だと思っております。ですから、その瑞穂市の負担分にこの財源を充当させていただいております。

それから、合併によって交付税の計算がどのようになってきたかということでございますが、特別交付税という形で7億ぐらいいただいているのかなと思いますけれども、この数字は合併をしたからでありまして、非常にこういう膨大な特交は、これから後は期待できないと、このように思っております。

それから、合併に伴って交付税を減らさないという約束があったということでございますけれども、これは基本的には、交付税の計算方法を合併をしてもしなかった前と全く同じ方法ですということございまして、現在でも交付税の計算は穂積分、巢南分という形で、二つ別々に計算して、それを足した形で交付税の金額というものがはじき出されておるわけござい

ます。本来ですと、市になって一つの自治体になりましたから、一つの自治体ということで交付税を計算しますと、今申し上げました二つで計算するより確実に金額が減るわけですが、それが別々に計算をするということで交付税は減らないという話になっておるわけですが、ところが現実の問題としては、交付税を計算いたしますときの基準財政需要額が非常に厳しく計算をされるようになってきました。地方財政改善計画の中で見ておられます、大体4年間で地方公務員を4万人減らすと。要するに、1年に1万人ずつ減らしていくという財政計画を立てておられます、そうすると人件費だけ単純に見ましても、1万人分は確実に基準財政需要額が減らされてくるということになります。そうしますと、自主財源が変わらなければ、その減った分だけ基準財政需要額が減ると、それだけは交付税から減らすということになるわけですが、交付税の算出というのは非常に厳しくなるわけです。

だから、自治体に対しての交付税の計算は、市の単独の事業展開があるかどうかということではなくて、基準財政需要額に対してどれだけのお金を自分のところで自己調達ができるかということではじいて、その自己調達できない分が交付税という形で来るわけですから、その辺の基準財政需要額をぐんぐん国が計算ベースを落としてくれば、それだけ交付税に対するもののベースは厳しくなってくるというのが実態でございます。

例えばで申し上げます、現在でも私どもが実際に消防関係に使っております金額は、基準財政需要額で総務省がはじいてきます数字の約90%ぐらいではなかったかと思っておりますけれども、それじゃあ、その1割分が交付税が減らされるかということ、それは使っていることとは関係なしにはじかれていくというようなシステムになっておるわけですから、私どもとしてはその辺を十分に考えながらやっていかなければいけないのではないだろうか、このように思うわけでございます。

それから、道路の整備が非常におくれているのではないかと御指摘でございますが、瑞穂市の一つの宿命といたしまして、この地域の中には非常に多くの河川があるわけですから、これが道路の建設に対して非常に大きなコストをかけておるといえることが言えます。先ほど申し上げました下犀川橋一つでも例でございます。たった橋一橋かけるだけで20億、橋がなかったら何キロ道路が整備できるかなということを考えてみますと、大きな課題が、要するに負担が道路一本に対しても、この地形が負担を大きくさせておるといえることが1点ございます。

それから、今度の決算の中でも道路に関係してかなりの不用額を出しております。これは市といたしましては、ここに道路を整備していきたいという基本的な構想を考えながら地権者と交渉をしていくわけですが、地権者の方が、わかった、了解、売ったというか、土地を譲ってやるぞとおっしゃっていただいたときに、予算がありませんので早速補正予算にと、予算対応して改めて参りますのでよろしく願いますということも、そのような買収の仕方もちよっとできませんもんですから、ある程度までこの道路は抜いていくというときには、用

地費なんかもすべて手当てを、事前に予算措置をとらせていただいております。ところが、地権者との関係、あるいはその他のいろんな事情によってその辺の整備ができないと施行ができないということで、結局不用額、あるいは途中で計画を変更するという組み替えという問題が出てまいりまして、予算の執行率ということになりますと低下するというような事情も建設工事の中ではありますので、そのあたりの難しさにつきましても御配慮をお願い申し上げたいと、このように思うわけでございます。

それから、非常に膨大な決算の内容でございますので審議を十分にできるような体制をとれという御指摘、私はごもっともだと思っております。むしろ、そういう形で議会での審議の運営のあり方につきましては、皆様方で十分に御協議をいただきまして、いろんな点で御指示をいただければ、私どもとしてはそれに対して十分に対応させていただくつもりでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 1点だけお聞きしたいと思いますけれども、15年度の決算でございますのでその関連でございますが、きのう私、一般質問で15年度の基金と地方債の金額について、基金は71億と、地方債の残高は75億と、4億のプラ・マイがマイナスだったということで、市町村ではナンバーワンというような市町村であるということを申し上げたわけですが、地債の総額の75億の中で臨時財政対策債の金額は幾らあるでしょうか。総務部長、ちょっとお尋ねしたいですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この平成15年度の決算の関係でございます。この事業報告書の18ページに市債がございまして、その一番下の欄でございますけれども、11億 3,900万円が臨時財政対策債の金額でございます。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） 総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 大変失礼をいたしました。恐れ入りますが、議案第77号の一般会計補正予算の一番最後のページにその数字が載っております。28ページでございますけれども、そこに臨時財政対策債の前年度末現在高18億 7,130万円が御質問の数字に該当するものと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） ただいま総務部長から18億とおっしゃられましたが、私の試算により

ますと36億というような数字になるかと思いますが、多少この数字の違うところは解釈の違う部分があったといたしましても、臨時財政対策債のお金は、実質上の借金なのか、それとも交付金で必ず後いただけるものなのか。私はいただけるお金だと思うんですが、実質の借金ではないと思うわけですが、その解釈でよろしゅうございますか。総務部長、聞かせていただけますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 交付税措置のあり方の中で、国がその対策といたしますか、示してきた方法の中で、本来、交付税でいただかなきゃならんものを臨時財政対策債で示してきたということでございます。もちろん、この臨時財政対策債につきましては、すべて交付税算入するというような指示が来ております。

ただ、臨時財政対策債でございますので、借金か、それとも補助金かと言われれば、借金ということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 臨時財政対策債は、各市町村の能力に応じて、即交付金が今まではもらえたわけですが、国に財源がないということで即出せないけれども、後で必ず交付金にプラスして出すと約束された借金だと思うんですよ。だから、事実上、後でお金がいただけるという担保された、国が保証した借金だと思うんですね。実質は借金ではないと私は解釈いたしております。それでよろしいですか、まず私の解釈で。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 今、総務部長はそのとおりだと、大変ありがとうございます。

そうしますと、そのお金を、実質借金ではないということになりますと、事実上、市町村の自主財産だと。今あるか、後で必ず担保されて、銀行の保証担保みたいなもんで、必ずもらえる金ですから。そのお金もプラスしますと、15年度では基金が71億だと、借金は75億。71億に、例えば総務部長が言われた残高18億と、それを全額間違いなしと言いましても、そこへプラスされるんですよ、71億に18億、90億。本当に超優良企業なんですよ。だから、いろいろ言われますが、金がない金がないと。私、全部金を使えと言ってあるわけじゃないんですよ。よそ並みの住民サービスをして耐え得る財政能力が十二分にあると。だから、少なくとも、きのう私が一般質問でしました内容においては、また住民の要望に対する予算配分についても、十分耐え得るわけですね。だから、即刻17年度の一般会計予算書の算定の中には手おくれがないよ

うに、よそ並みの住民サービスは十分耐え得るだけの財政能力はあるわけですから、執行部におかれましては、賢明なる住民のサービス要望にこたえるべき予算編成をしていただくことを希望いたします。また、そのとおりになっていない場合は、17年度の予算書の積算も、十分明細を克明に予算計上して予算書を出してくださいと申し上げてあります。出すと言われておりますので出していただけるものと思いますが、出されなかった場合は、議長、まことに申しわけございませんが、総括質疑1時間という制限がございますが、1日になるかわかりませんが、その由、今から要求しておきます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時02分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第70号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第11、議案第70号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 国民健康保険事業特別会計につきましてお尋ねをいたします。これも監査意見書の中からでございますけれども、「平成15年度の国民健康保険税の未収入額が5億円に達しようとしております」という記述がございます。これに対しまして決算書を見ますと、未収入額は正確には4億9,419万5,827円という額になっております。その増額の割合が、単純に前年度の分と比較をすることはできないだろうと思っておりますけれども、14年度と比較をすると7.3%増加ということが意見書の中に書かれているところであります。

この健康保険というのは、実際に利用する場合は、病気、またはけがに遭遇した場合、いわゆる健康であるときには使わないということです。一般的な感覚で言いますと空気のような存在でありまして、必要なときになって初めてその重要性がわかるという制度でありますけれども、さすがにこの未収入額5億円というのは見逃せない数字ではないかなというふうに考えております。その意見書の中には、この保険料を支払わなかった、支払えなかった方もおいでか

と思いますけれども、こういった対象者について実態把握と、徴収体制の整備などについて一層留意をされたいという意見があります。こういう意見が出されていることに対して、担当の部局としまして、既にそういった対象者の方もおいででしょうから、今年度、それから来年度以降どのような対処をしていくつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 安藤議員さんの御質問にお答えします。

私どもといたしましても、滞納額が年々多くなってきて、非常に苦慮しておるところでございます。滞納者につきましては、資格証明書を交付したり、短期交付ということで保険証を交付しなかったり、いわゆる納税をしていただいたら資格証を渡すようなこととか、例えば留学生に対しましても、朝日大学の留学生につきましては、一括集団納税相談ということも今年度から取り入れて実施しておるわけでございます。さりとて年々、この時代でございますので、非常に滞納者も多くなってきておるわけでございます。滞納事務につきましては、一斉納税相談とか臨戸徴収、それからある一定期間を滞納整理強調月間ということで集中的に文書で呼び出したり、いろんなことで鋭意努力をしておるところでございます。

今後、未納者、いわゆる現年分の未納をふやさないように、極力努力しながら未納の解消に努めていきたいと思っております。

また、高額滞納者につきましては、税務課の徴収担当と共同しながら、滞納処分の執行とか、いろんな手法等も取り入れて一層努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 収入役にお尋ねしたいんですけども、先ほど言いました保険の関係の滞納額、1番の安藤さんと同じ質問になるんですが、税の方も先ほど聞きましたら1億2,000万で、大体2億、5年間の滞納累計があつて、両方足しても6億8,000万、特別会計と一般会計を足したら12億ぐらいありますか、どのくらいありますか。

基本的にそのことと、あとは市長にお願いしたいんですけども、累計額が10億という金額が出てくるかと思っておりますので、できれば専門的な徴収課というのを新設、その辺どんな考えですか、お願いします。

議長（土屋勝義君） 今の質問につきまして、いま一度質問願います。

3番（若園五朗君） 国保の方も未納額、5年間で4億9,419万6,000円という金額になります。先ほど言いました市民税の方の滞納額累計1億9,220何万ということで、両方足しても6億8,000万円の滞納額があると思っておりますが、一般会計と特別会計合わせて今現在どれだけの滞

納額があるか、お願いします。

議長（土屋勝義君） 河合収入役。

収入役（河合和義君） まず一般会計につきましては、13ページに載っていますように未収金額の合計、一番上段、現年度、過年度分合わせまして2億6,692万4,252円になっておりますし、国民健康保険の合計は、未収金額が4億9,419万5,000円、したがって7億5,000万円が全体でなっています。ほかに水道等、若干あるかもわかりませんが、これはほんの微々たるものでございまして、この2本が収入未済額というふうに決算はされております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） そのような滞納繰越分、5年間で7億以上あるわけですが、6年たてばすべて不納欠損で消えていきます。税の徴収係はあるんですけども、そういう課の設置の検討はないか、お願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 未納額対策の問題、御指摘のとおり、大変大きな金額になっておりまして頭を痛めておるところでございます。従来は各担当ポジションで、それぞれの勘定についての未納額の徴収ということで対応してはございましたが、現在は逆に横の連携を密接にとるということによってございまして、特に税の関係の徴収において、その滞納対策を積極的に進める体制をしいておりますので、国保会計関係なんかでも未納でも金額の大きなものにつきましては、税の担当ポジションと密接な連携をとりながら対応するという形で進めております。

そういう意味で、私は今のシステムで組織としてはいいのではないだろうか。別にこれだけに単独で一課設ける必要はないのではないかと、こんなふうに思っております。ただ、その辺の事務の負担の重さという点がありますと、この組織の構成、人員をもう少し強化するとか、そういうような対策は、それなりに状況を見ながら必要ではないかというふうにも判断いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 大変市長、前向きな答弁をありがとうございました。この内容は、また来年、このような形で決算報告がありますので、数字であらわすように職員体制の方も、そのように前向きに検討をお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 監査委員の意見書の41ページを見ますと、15年度の予算額が32億

7,848万円、収入済額が35億 5,559万円ということで、予算額より収入済額が2億 7,511万円多いわけですね。中身を調べてみましたら、国庫支出金が2億 3,458万円多い、国保税の納入も予算額より 1,544万円多いと、主なものでなっておるんですが、特に国庫の支出金がなぜこのように予算額より収入が多くなったのか。これ、見込み違いなのかどうなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 旧穂積と旧巢南の合併後の11ヵ月予算ですので、その辺の積算の国庫補助金の動向がつかめ切れなかったということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それと差引残額が4億 7,267万円、中身を調べたら、不用額が1億 9,754万円、約2億近くということで、決算上は黒字になっておるわけですね。それで、今回の補正予算では基金へ積み立てが2億 8,739万円になっておるわけですね。そうすると、現在の国保の基金の残高は幾らになっておるのか、お尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 15年度末の決算現在高ですが、監査委員意見書の52ページに記載しておりますが、約2億 8,600万円ほどでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そうすると、大体57億か6億の基金残高ということですね。今回、補正で、このまま通るとすると2億 8,000万円積み立てるわけでしょう。そうすると、残高が5億 7,000万か 8,000万くらいあるということになると思うんです。そういう点で、この決算、国保財政をずうっと見ますと、基金もあり、黒字に終わったという状況であるわけですね。そういう点で、私は前から一般質問でも国保税をもっと下げるべきじゃないかと。高いので未納もふえるという悪循環でないかということで意見を言ってきたわけですが、こういう決算状況になって来年度予算編成をするときに、国保税の値下げということまで見通してできる財政状況と判断されておるのかどうか、市長にお尋ねをしたいと思います。

もう1点、現在の国保税の基準として、世帯割18万 8,538円、1人当たりは8万 9,158円ということで67ページには書いてありますね。これの水準というのは現在の岐阜県の、瑞穂市も市になりましたが、市の段階で高いんじゃないかなあと思うんですが、上から何位くらいの順番にあるのか。県が発表して一覧表ができておると思うんですが、そういう各自治体別の一覧表がありましたら、その資料も提出してほしいし、現在わかってみえたら、何位くらいの位置

におけるのかをつかんでみえるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今の1世帯当たりとか、1人当たりの国民健康保険税の負担割合の県の市の中で何位であるかというのはちょっとつかんでおりませんので、また一覧表も担当に確認しまして資料提示していきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これだけあれば国保税は余裕があるから値下げできるんじゃないかという御指摘でございますけれども、現段階で国保税そのものを値下げするという考え方は持っておりません。ただ一つ、国保税のあり方については、見直しの必要もあるんじゃないかと思っております。先ほどの国保税が納められていない問題について、いろいろと御質疑がございましたけれども、その中には納めなかった人じゃなくて納められなかった、できなかったという人がかなりのウエートであると思うんです。そういうことを考えた場合に、そのあたりをどう考えるか。特に現在の国保税の4方式という中で、資産割が非常にこの問題を大きくしているんじゃないかと、実際認識も持っております。そのあたりで国保税のあり方というものを、今の4方式から介護保険のような2方式に、極端なことを言ってそこまで行ってしまうかどうかは別にしましても、見直していくというような物の考え方も、一つの考え方としてはとれるんじゃないかというようなことも思っております。

そういう意味で、国保税のあり方について、逆に一遍よく検討してみたいと、このようにも考えます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第71号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第71号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第72号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第13、議案第72号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第73号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第14、議案第73号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） きょう、一般質問で下水道の質問もございました。その中で、今一番新しい、巢南の特環とコミ・プラの関係でつながれた率ですね。水道部長、ちょっとお知らせいただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 接続率につきましては、コミュニティ・プラントが人員で言いますと 880人で 22.51%です。特環につきましては 1,048人で 24.86%です。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） その下水道の中で、合併浄化槽に補助金が1億 5,000万ぐらい出されておるわけでございますけれども、合併浄化槽で本当の下水ができるかと申しましたら、合併浄化槽に現在生活しておりますふる水、または洗濯の水を一気に入れましたときに、その処理は、全くそのまま出るのが実態でございます。そんなことはおわかりだと思います。合併浄化槽の場合は、本管が布設できないところに設置するというのが本来の姿ではないかと思ひまして、そんな中でこれに補助金を出しておるところでございますけれども、やはりこの補助金は新しく新築される方に対しては、みんなそれだけの力がありますので、そちらにするんじゃなく、やはりつなぐ負担の大きいところへ補助を振り向けたらどうかということを思うわけでございます。

もう一つ、実は合併浄化槽がついておりまして、これを下水道に早くつなぎたいという人もおるわけですね。合併浄化槽の水は側溝に落ちます。側溝に落ちまして、側溝の流れが悪いもんですから、やはり4軒も5軒も6軒もそこに落ちますので、臭気が全く以前と変わらないといえますか、環境がよくなっていないわけですね。ですからつなぎたいと。ところが、これはくみ取ってつなぎたいというところですが、一つ大きな問題が起きております。これは岐阜県の中で岐環協との関係でグランドルールがございますが、そういうことがあるにもかかわらず、その掃除のくみ取りをやってくれない、この問題が出ておることは水道部長は御存じだと思います。つないでもらわないかんとおっしゃるのに、つなごうと思っても、その掃除をしてくれない。だから、つなげないという事態も起きておることは、もう既に御承知だと思います。これは、はっきり申し上げまして、この下水道を進めるに当たって岐環協とのグランドルール、いわゆる自分たちの仕事が奪われるから、その代替業務としてその処理場の管理とか、そういうことを任せよとか、そういった覚書があるわけでございますが、そういうあつてできておるわけでございますから、速やかにくみ取って、それがつなぎたい人がつなげるような、こういうあれもひとつ行政、つないでくれと言いながら、つなげない人がおることも現実にあるわけでございます。

いずれにしても、この合併浄化槽の問題、分譲をやるにしても補助金を35万か40万出しておるわけですね。それが実際できましたら、なかなかつなげない人もおるわけでありまして、補助金1億5,000万も使っておる。この16年度の予算も2億何千万、予算を組んでおられると思います。そんなあれが本当につなぐ方の補助に回らないか、こんなことを思うわけでございます。

ひとつこのグランドルールとの関係で、先ほど申しました合併浄化槽から下水道に、特環の方へつなぎたい、ところがくみ取ってもらえないからできない状況もある。そのことについて、水道部長、ちょっとお答えをいただきたい。

議長（土屋勝義君） 水道部長。

水道部長（松野光彦君） まず1点、これは誤解を招くことがございますので、はっきり申し上げていきたいと思っております。といいますのは、合併浄化槽の維持管理につきましては、年に1回、清掃が決められておりますが、今までは岐環協の方も1ヵ月か2ヵ月の間であればくみ取り、清掃する日をずらしてやっておってくれたが、ことしの7月から決められた日にち以外にやれば、後の料金は1ヵ月、2ヵ月たったときでも1回分いただきますということで統一をされたそうでございますので、下水の切りかえには清掃日に合わせて切りかえをしていただくということと、本人の申し出があれば、今の東海環境なり中央清掃は接続するということは私どもの方に来ておりますので、たまたまそういうことが間違いないようにということで、先日も市の指定店を集めて講習会をやりましたが、行政がつなぐということではなくて、今の合併浄

化槽を設置しておられる方が積極的に下水につなぐと言っていたければ接続は可能でありますので、その1点だけ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第74号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第15、議案第74号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題にします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） ちょっとお伺いしたいのですが、決算資料の173ページの滞納繰越分の件でございますが、この内訳は何人であるか。そして、その後どのような徴収状況になったか、お願いします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 13年度が1万5,330円で1名、14年度が6万910円で2名、合わせて3名でございますが、現在につきましては、現年度分、15年度分については滞納はゼロであります。

それと、13年度は変わりませんが、14年度分は2万5,262円ですので、過年度分として滞納額が3万6,592円ということになっております。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第75号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第16、議案第75号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 183ページの徴収の件でございますけれども、未収金ゼロということですが、これは徴収未納額ゼロですか、お願いします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 100%収納しておりますので、未収はありません。

3番（若園五朗君） ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第76号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第17、議案第76号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第77号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第18、議案第77号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 4ページに地方債の補正ということで変更の一覧表がございます。その中で臨時財政対策債が変更ということで8億4,200万円から8億900万円に減額、3,300万円変更するということですが、先ほど質問のときに臨時財政対策債というのは国から地方交付税のかわりに来ておるものだという事ですね。そういうものなら変更して減額する必要がないと思うんですが、なぜこのような変更になったのか、お尋ねしたいと思います。

それから、今回の予算の中で公債費の繰り上げ償還ということで6億4,600万円組んでありますが、繰り上げ償還は政府債はできなくて縁故債しかできないということですね。そういう点で、どういう縁故債を繰り上げされるのか、後で資料を出してほしいということと、今回繰り上げされるものの一覧表と、それから現在、縁故債でどれだけ公債費が出ておるかという一覧表の資料の提出をお願いしたいと思います。

それから3点目は、きのうの一般質問の中で、今回の補正の中で防災計画の印刷費が計上されておるということですね。それで、いろいろきのうの一般質問でも議論がございました。どういう内容の防災計画かということ、まだ全然見せてもらっておらんという中で印刷だけどうということではいけませんので、この議会中に全議員にその防災計画書の、印刷をかけられる前のゲラでもいいですから、それをマス刷りして配って一読できるようにしてほしいと思います。できましたら、あした総務の委員会もありますので、委員会審査もしたいので、総務委員にはあした委員会で提出願えるようお願いしたいと思います。できるかどうかお尋ねしたいと思います。以上3点です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 第1点目の臨時財政対策債の減額の件でございますけれども、補正予算書の10ページをごらんください。市債で3,300万円減額をいたしております。これは交付税、先ほども申し上げましたように実質は借入金、借金ということでございますけれども、交付税を算定いたしました段階で、この臨時財政対策債の額が確定をしまいいりました。その確定したことによって減額をさせていただくということでございます。

そして2点目の、繰り上げ償還の内訳でございますけれども、これは総合センターの関係ばかりでございます。平成4年に1件、平成5年に2件、平成6年に1件ということで、全部で4点でございますけれども、合わせまして6億8,796万円を繰り上げ償還をいたしております。

そして3点目の、防災計画の印刷をあしたまでに示せということでございますけれども、実は見本ということで、こういうものなんです、この中には、家庭で防災について話し合おう、そして地震に備えるというのが1と2、それから地震から身を守るとか、10数項目にわたって防災マニュアルといったものを計画しております。この中には、市の避難場所をきちっと明示するとか、そういったことも詳しく掲載する予定をしております。これを計画しておるということでございます。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） はい、小寺君。

11番（小寺 徹君） 最後の件は情報を欲しいということですので、資料を出していただけるかどうか、返答をお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） あした朝から総務委員会ですので、間に合うかわかりませんが、とにかく県の広域防災センターの方へ行って在庫があるかどうか確認して、皆さんのお手元に配られれば配らせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、小寺君。

11番（小寺 徹君） この予算の繰り上げ償還の表と、さらに現在、縁故債で借りている借金、地方債の一覧表を資料として欲しいんですが、それを出していただけるかどうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） わかりました。今の6億8,700万と縁故債の明細をお示しいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 防災パンフについて1点だけ質問をいたします。

防災パンフに避難場所は載せるけれども、そのどこにあるかという地図は載せないと窓口でお聞きしましたが、ホームページでは大変便利な地図が全部出ていますが、その防災パンフには地図は載せる予定はないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 県が提示しております防災マニュアルに、この瑞穂市の状況を網羅できるところはすべてここへ網羅させて、そして瑞穂市のものとして皆さんに配付するという事で、実はページとかそういったものは決まっておりますので、図面までそこへ掲載することはちょっと無理かというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 自治会長会議からも地図は不可欠だという要望が出ているけれども、一応要望として聞いておきますという返事だけで、載せるというふうに市が言っていないと。地図は新しく来た方なんかはわかりませんので、公共施設の番地とか部落名だけあっても、何とか載せられないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） このパンフレットに地図を網羅させるということはちょっと無理かと思いますが、別の方法で考えたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 水防法でしたか、改正になって、ハザードマップが5年以内に義務づけられるというのが出ておりますが、窓口で聞きましたら、県と木曾川上流工事事務所からは、県内のハザードマップがほとんど出ているので、それをもとにすれば非常に簡単にできるということで、平成17年度から着手すると。ハザードマップは、できた時点で全く別に配るという話を聞きましたが、この補正予算を、例えばパンフレットを来年か再来年にして、ハザードマップができた時点でそれもつけるということは考えないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松井課長。

行政推進チーム総括課長（松井善勝君） ハザードマップと今予算でお願いしております防災用のマップとはかなり異なりますので、一緒につくるということは、かえって見にくいんじゃないかというふうに思っておりますし、ハザードマップにつきましては地震と水害の関係ということになりますし、そういうのを一緒に含めてしまうということは、かえって非常に見にくいというふうに考えられます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 市民にすれば見にくいんじゃないじゃなくて、大変不便な防災パンフだと思うんですが、確認いたしますが、避難場所の地図もつかないし、ハザードマップもつかない防災パンフということですね。

議長（土屋勝義君） 松井総括課長。

行政推進チーム総括課長（松井善勝君） 地図につきましては、今回お配りしようかなというものにつきましては、まだ具体的には、これは見本でございまして定めてございません。ただ、ここの中の何枚かにつきまして、現実にはできる可能性があれば一緒につづることができるかと思っておりますので、検討していきたいというふうに思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） いろいろと防災について御意見が出ているようですけれども、いわゆる行政がどこで線を引くかをしておいていただきませんと、行政側は人命の尊重と財産の保全に駆けずり回って、逃げ惑う市民までは誘導できません。

それと、今総務部長が手にしてありました冊子というか見本というか、汗をかいていただいて、中越なら中越、阪神なら阪神へ行って、現実にはどういう状態になっておるかということ必ず念頭に置いてからつくっていただきませんと、逃げる方は右往左往するばかりです。ということは、私が阪神大震災の2日後に災害救助で行きましたが、まとまっている組織とまとまっていない組織では、救助に行った場合に全然違いました。だから、必ず目で見ていただい

て、市民に合ったものをつくっていただくことを希望しますので、よろしく願います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 今の審議は一般質問と違いますので、この予算について皆さんに審議していただくと。何かどうも一般質問のように入って行ってしまったような感じですので、ちょっといいですか、こちら辺のところ。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 関谷部長にちょっと繰り上げ償還の確認だけ、1点だけお願いいたします。

先ほど総合センターの関係で4件ということでしたけれども、4年から6年にかけて総合センター関係は5本あります。そこで、恐らく5年の大垣共立の6億4,000万を除く4件ということですのでよろしいですね。ちょっと確認だけです。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） そのとおりです。6億4,000万は含まれておりません。

議長（土屋勝義君） 収入役。

収入役（河合和義君） 総合センターの残りの3年間を繰り上げさせていただくということです。したがって、一金融機関のみに確定するものではございません。それで交渉の末、銀行が受けていただける予定ですので、3年間ということです。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第78号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第19、議案第78号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五郎君） 財源の流れの確認でございますけれども、歳出の方で一般管理費、給料、人件費等が368万5,000円上がっておるんですけれども、歳入で一般財源の方に上がってきていないのはなぜか。

そして、今6ページと7ページのところを見ているんですけれども、一般被保険者と退職被保険者の件でございますが、その一般被保険者は4割負担が国から来ます。退職被保険者については、基金からお金に来るにもかかわらず、財源の内訳がうまく合っていないように思います。例えば6ページの目2の退職被保険者の金額ですが、補正予算が5,605万6,000円上がっておるんですが、その他の方で6,869万6,000円ということですが、一般財源の方でマイナスになっています。そういうような資金の流れの中で非常に理解できないんですが、お願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今回の補正の主な財源といいますと、療養給付費の交付金が現年・過年分合わせまして8,136万8,000円でございます。これは歳入、いわゆる現年分の7,930万9,000円をその他の財源にそれぞれ充当させていただいておると。

それから過年度分の205万9,000円につきましては、前年度の退職者医療費の給付費の交付金ということで、前年度精算済みでございますので、過年度につきましては、国保の一般財源で充当させていただいておると。

それから、前年度繰越金3億7,839万5,000円も前年度の繰越金ということで、国保の一般財源でそれぞれ財源充当をさせていただいておるということでございます。トータル的には歳入歳出の財源関係が一致しているかと思えます。

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 国保会計は退職者被保険者と一般健康保険者と75歳以上の方の三つの会計だと思うんですが、基金から入ってくる分、国・県から入ってくる分、すべて一つの財布の中ですけれども、あくまでもそのお金が入ったら、必ず特定財源というか、個々に流れていかないかんですが、今、国保会計の全体のお金をたくさん持っていますので、仕分けの中でプラス・マイナスを計算したらゼロになるんですけれども、お金の出し入れの中で私は納得できない部分が非常にあります。

例えば、今市民部長が言われた5ページの退職者医療療養給付費の7,930万9,000円の件ですが、これは退職被保険者の支払基金から来ている金でございますので、今回、退職被保険者の支払いについては、6ページ、7ページの財源内訳に出てくるところは、補正額の財源内訳の国、地方債、その他があるんですが、その他の方に上がって、あえて一般財源でマイナスするということは、財源の流れとしては、私はちょっと理解できないと思っています。以上です。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その辺につきましては、また県と実態を十分調査しまして、若園議員さんに説明できるようにさせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 細かい数字を言いますので、一応担当者と私と勉強させていただくということで十分でございます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第79号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第20、議案第79号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第80号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第21、議案第80号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第81号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第22、議案第81号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第82号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第23、議案第82号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第83号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第24、議案第83号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第84号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第25、議案第84号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第85号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第26、議案第85号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第65号から議案第85号までについて（委員会付託）

議長（土屋勝義君） 議案第65号から議案第85号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第27 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第27、発議第8号平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 藤橋礼治君。

12番（藤橋礼治君） お手元に配付をされております、発議第8号平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について趣旨説明を行います。

去る11月26日に、平成17年度及び18年度における三位一体の改革に関する全体像が政府において決定されました。しかしながら、平成17年度予算編成を控え、政府においては地方交付税について、平成17年度及び平成18年度は地域において必要な行政課題に対しては適切な財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体への安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源総額を確保するとされていたところでありますが、三位一体改革とは別枠で地方交付税を削減するとの報道もあり、財政当局においても地方交付税に関し前年度同様の削減を求める動きが見受けられます。

全国市議会議長会も、政府・与党に対し、地方交付税の所要総額確保等については実行運動を行っておられますが、極めて厳しい状況と聞いております。

この意見書の主な内容は、平成17年度政府予算編成に当たり、地方交付税の所要総額が確実に確保されるよう、国に次の3点の実現を求めるものであります。

一つといたしまして、平成17年度地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。

二つ目といたしまして、財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財

源保障を強化して対応すること。

三つ目といたしまして、地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、一方的な不合理な削減は絶対に認められないこと。

以上、趣旨説明をさせていただきましたが、平成17年度地方財政対策は12月18日ごろにも決着する見通しであり、また全国市議会議長会からも早急な対応を求める要請がありましたので、各常任委員長の賛成を得てこの意見書を提出しました。御賛同賜りますことをよろしくお願い申し上げます、趣旨説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についてを採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第8号は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後4時08分